

別添

中小企業・地域知財支援研究会

参考資料（案）

目次

1. 中小企業の知財出願状況
2. 中小企業の知財活動状況
3. 特許庁が提供する知財支援施策の現状

1. 中小企業の知財出願状況

(主として「第1章1.(1)中小企業による知財出願状況」関連)

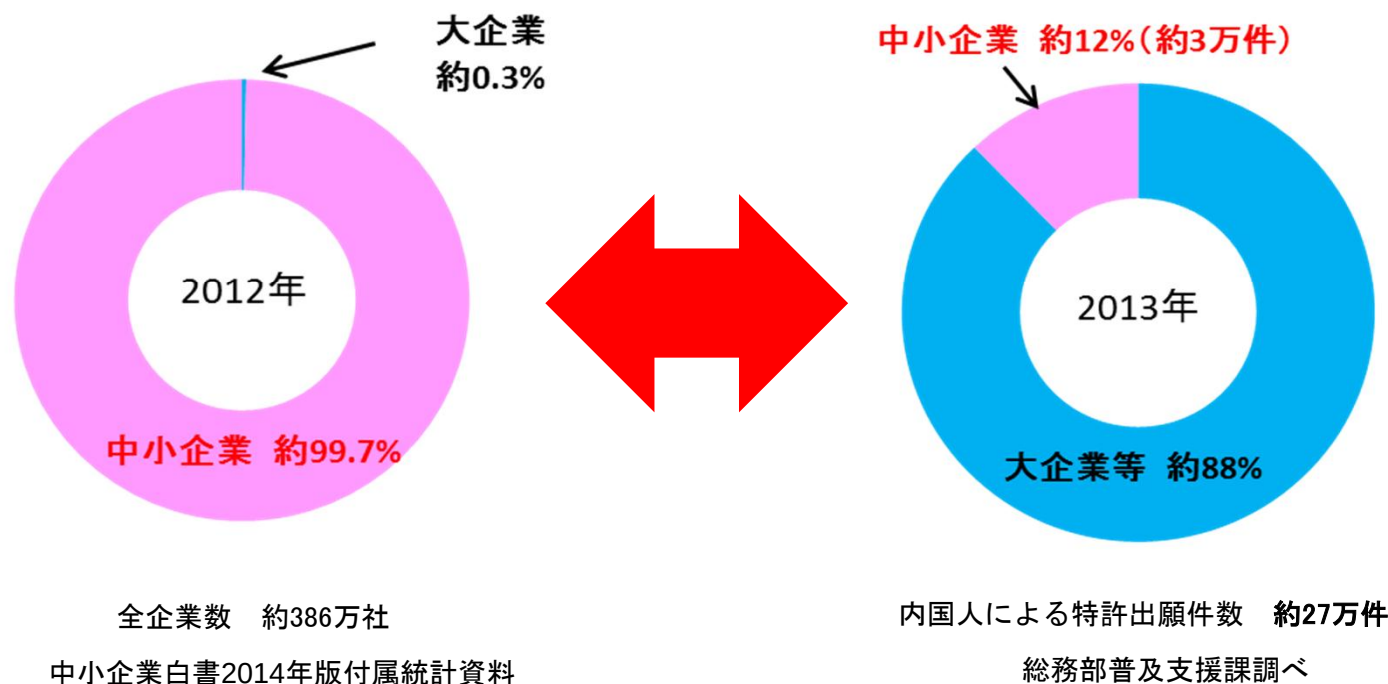
※使用している統計データは、特記しない限り筆頭出願人の情報に基づいている。

※原則、2013年までのデータを使用（一部、2012年までのデータを使用している箇所あり）。

【参考1－1】中小企業の特許出願の概要

- 日本の中小企業数は、およそ385 万社と全企業数の99.7%以上を占め、イノベーションを促進させる上で中小企業の果たす役割は大きい。
- しかし、2013 年の内国人の特許出願件数に占める中小企業の割合は12%にすぎない。

【企業数、特許出願件数に占める中小企業の割合】



(参考)

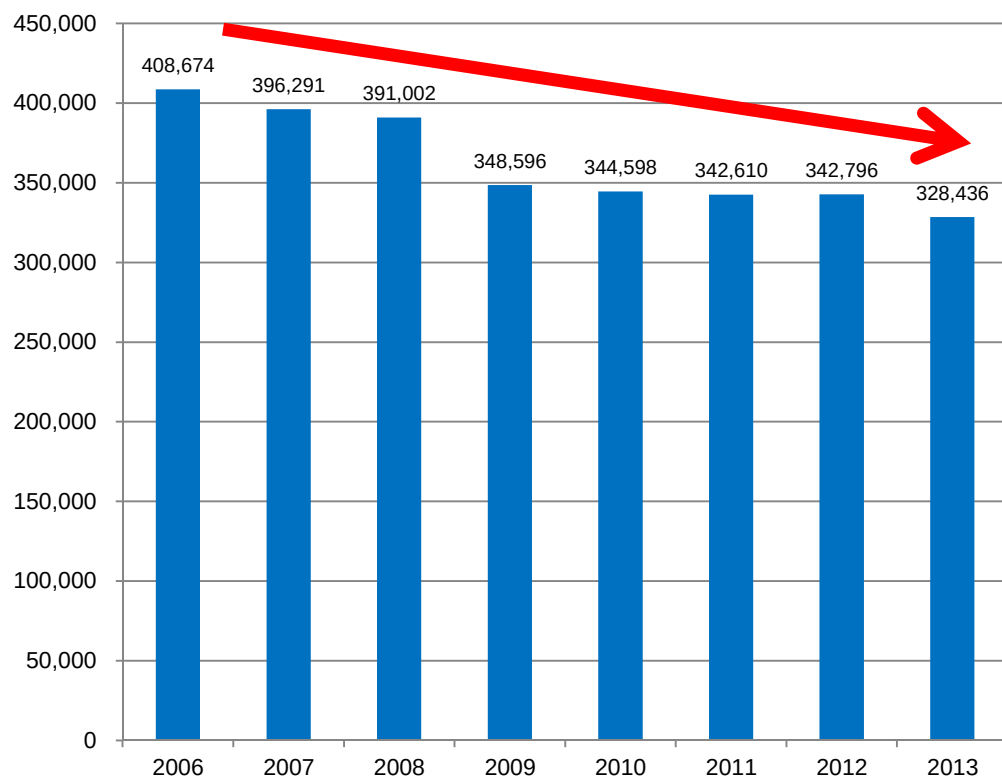
日本の特許出願件数に占める
中小企業・個人の割合は米国の
の半分以下

日本	12%
韓国	15%
米国	25%

【参考1－2】特許出願件数の推移

- 国内の特許出願件数は、全体では2006年以降漸減傾向にある。
- しかし、中小企業による特許出願に限ってみると、2011年以降は反転している。

特許出願件数(全体)の推移



特許行政年次報告書2014年版（特許庁）

中小企業による特許出願件数の推移

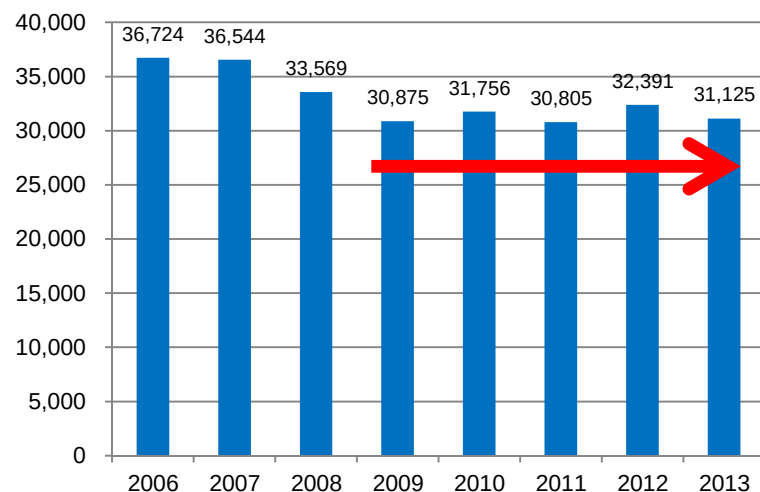


総務部普及支援課調べ

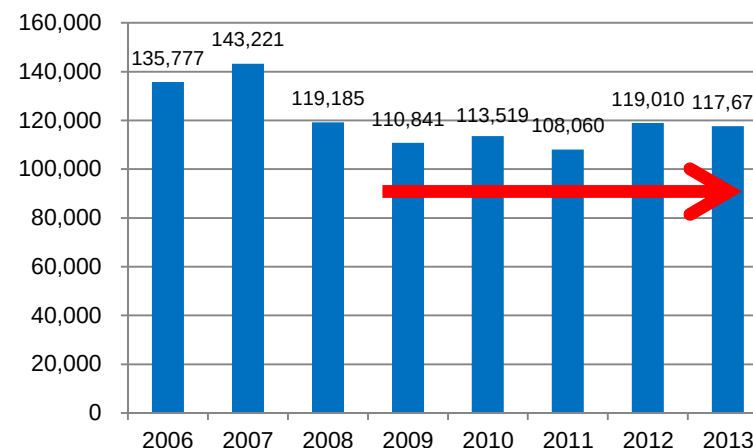
【参考1－3】意匠・商標出願件数の推移

■ 国内の意匠登録出願及び商標出願件数は、全体では直近5年間（2009年～2013年）は、多少の増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移。中小企業による出願件数についても同様の傾向となっている。

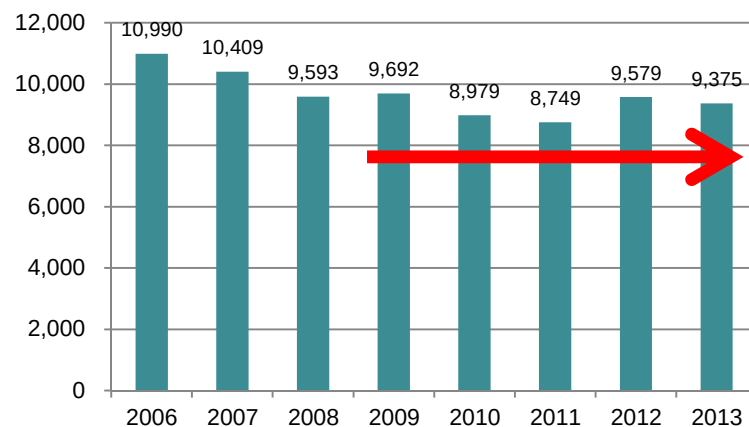
意匠出願件数の推移(全体)



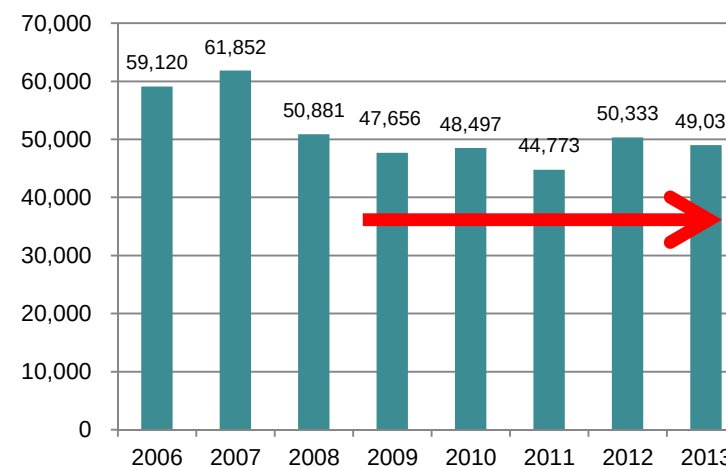
商標出願件数の推移(全体)



中小企業による意匠出願件数の推移



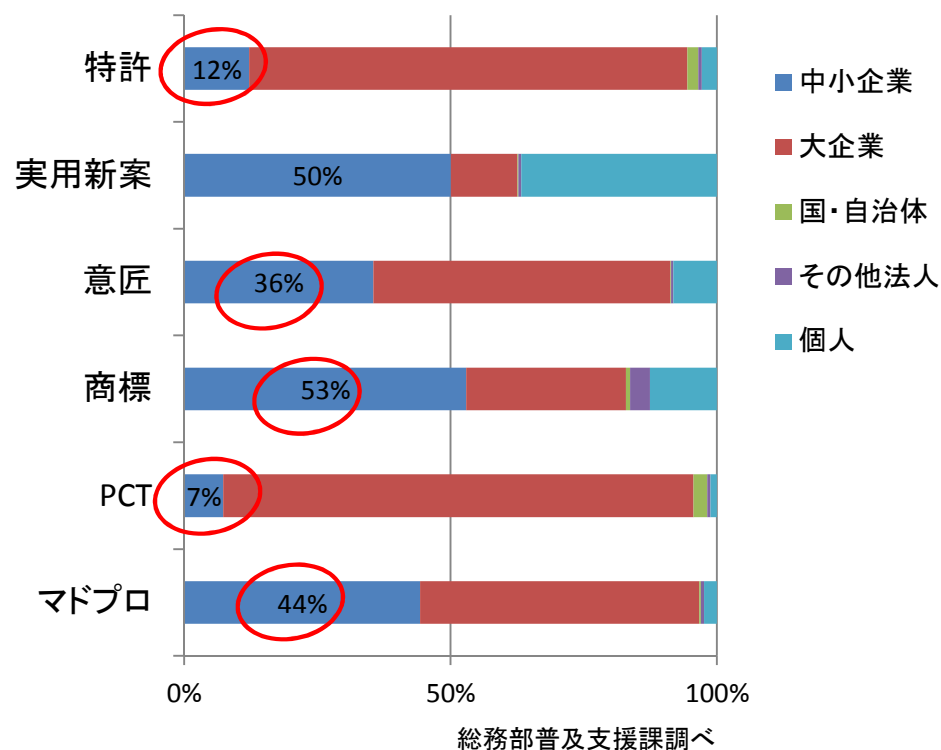
中小企業による商標出願件数の推移



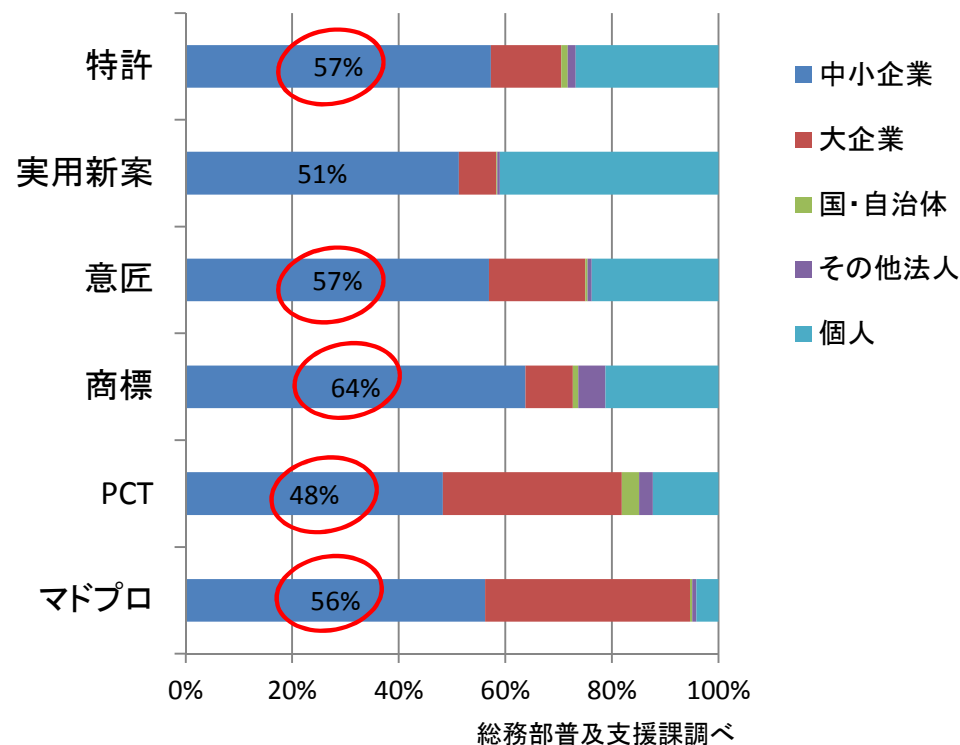
【参考1－4】出願人属性別の出願件数・出願者数の比率

- 内国人に占める中小企業の特許出願は、出願件数で見れば12%にすぎないが、出願者数で見ると57%を占めている。
- 他方、中小企業の意匠出願、商標出願を見ると、意匠が36%（件数）、57%（者数）、商標が、53%（件数）、64%（者数）と、中小企業の占める割合が特許出願よりも高くなっている。
- PCT出願では、出願件数で7%、出願者数で48%となっていることに比し、商標マドプロ出願では出願件数で44%、出願者数で56%を占め、商標の国際出願においては、件数・者数の両方で中小企業の占める割合が大きい。

出願件数比率(2013年出願)



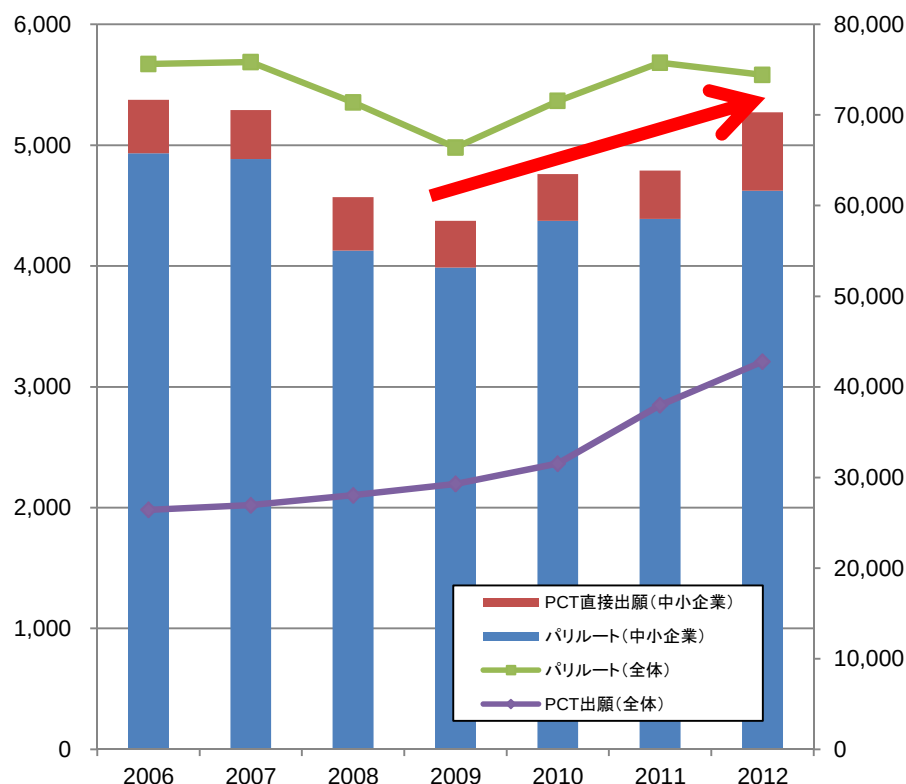
出願者数比率(2013年出願)



【参考1－5】日本から海外に出願される特許

- （全体の傾向と同様に）中小企業による特許の海外出願件数は、2009年以降増加傾向にある。
- しかし、海外出願率については、中小企業では15%程度と、大企業の海外出願率の30%程度に比べてまだ低い状況にある。

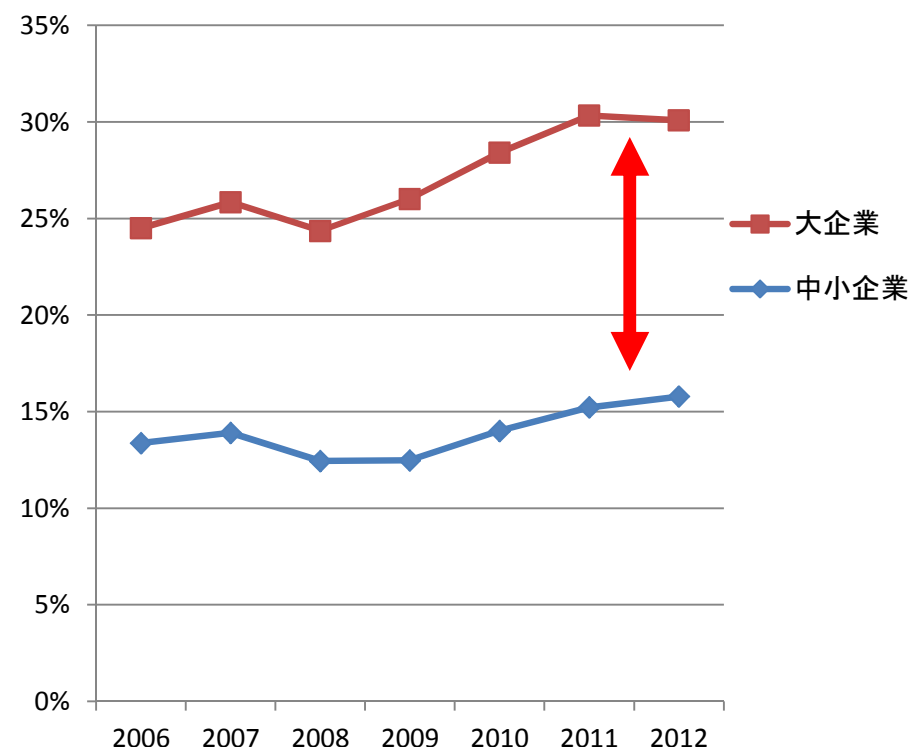
中小企業の海外出願件数(特許)※



※国内へ出願される特許出願のうち外国にも出願される件数。
特許庁で把握できない外国に直接出願された件数を含んだものではなく、日本企業による海外全ての出願件数を意味しない。

総務部普及支援課調べ

特許の海外出願率※



※海外出願率=（優先権請求件数+PCT直接出願）/（国内出願+PCT直接出願）

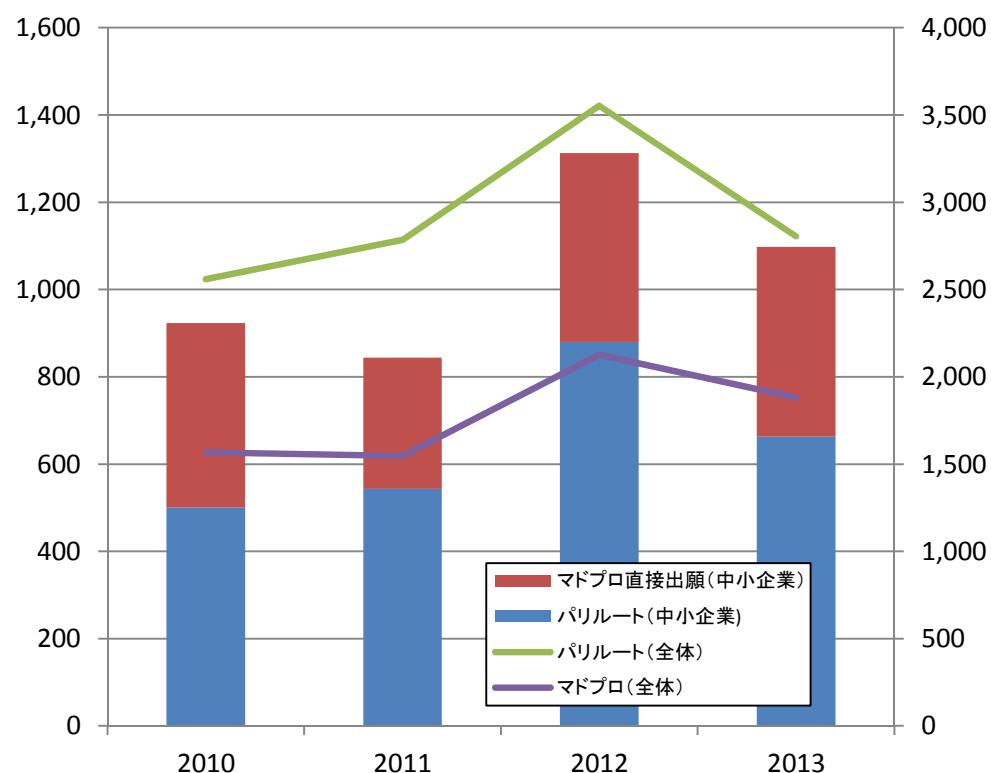
PCT直接出願：PCT 出願のうち、国内出願に基づかない出願

総務部普及支援課調べ

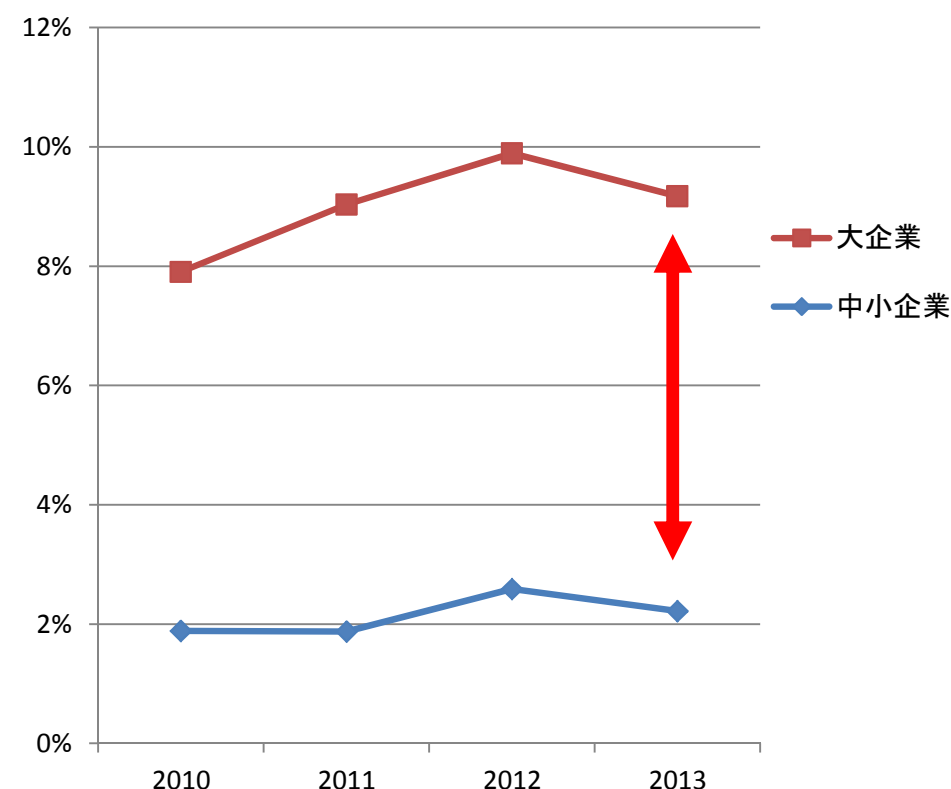
【参考1－6】日本から海外に出願される商標

- （全体の傾向と同様に）中小企業による商標の海外出願件数は増減がある。
- しかし、海外出願率については、中小企業では2%程度と、大企業の海外出願率の9%程度に比べるとまだ低い状況にある。

中小企業の海外出願件数(商標)※



商標の海外出願率※



※国内へ出願される商標出願のうち外国にも出願される件数。
特許庁で把握できない外国に直接出願された件数を含んだものではなく、日本企業による海外全ての出願件数を意味しない。
特に商標の場合、現地語での出願ニーズ等を踏まえると外国に直接出願される件数もかなり多いと推測される。

※海外出願率=（優先権請求件数+商標マドプロ直接出願）/（国内出願+商標マドプロ直接出願）

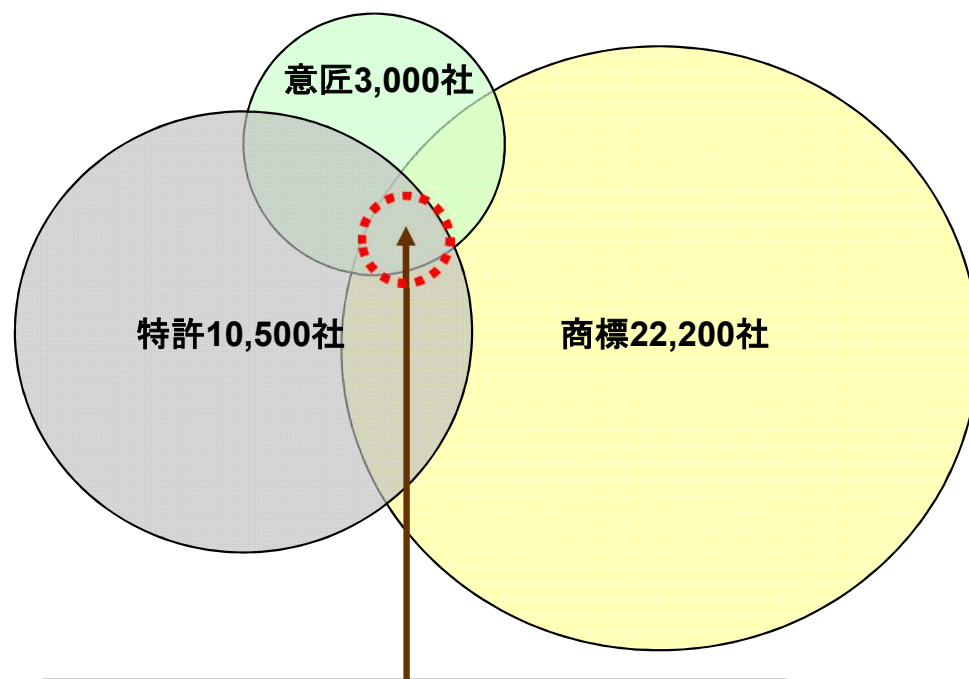
商標マドプロ直接出願：商標マドプロ出願のうち優先権主張を伴わない出願

【参考1－7】法区分別出願企業数の比較

- 2013年の中小企業の出願者を法区分で見ると、特許が約1.1万社、意匠が約0.3万社、商標が約2.2万社となっており、重複を除いた中小企業数は、約3.3万社。内国出願全ての企業数（5.3万社）の62%が中小企業となっている。
- 中小企業は大企業に比べて特許、意匠、商標のみの単法区分で出願する傾向が強く、3つの法区分全てに出願している中小企業は2%に過ぎない（大企業は16%）。

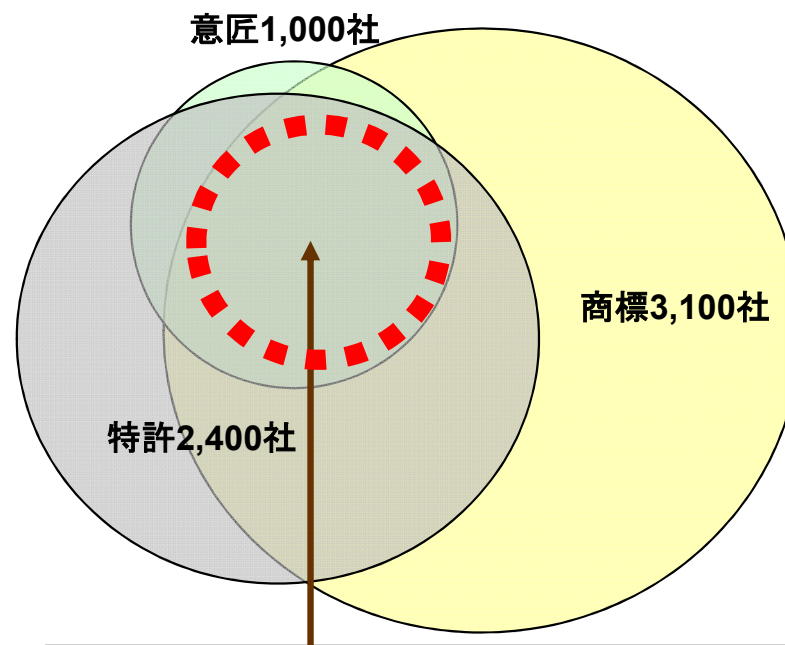
【中小企業】

（重複を除いた中小企業数：約3.3万社）



特許・意匠・商標全てに出願した中小企業は2%

【大企業】

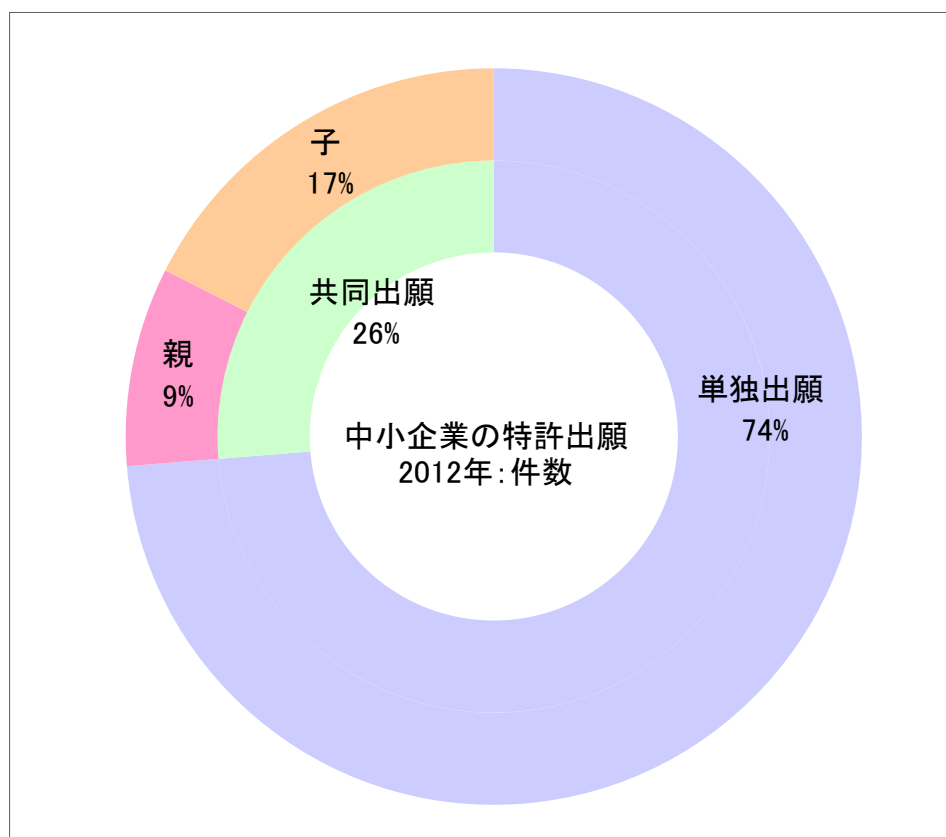


特許・意匠・商標全てに出願した大企業は16%

【参考1－8】単独出願と共同出願の状況（特許）

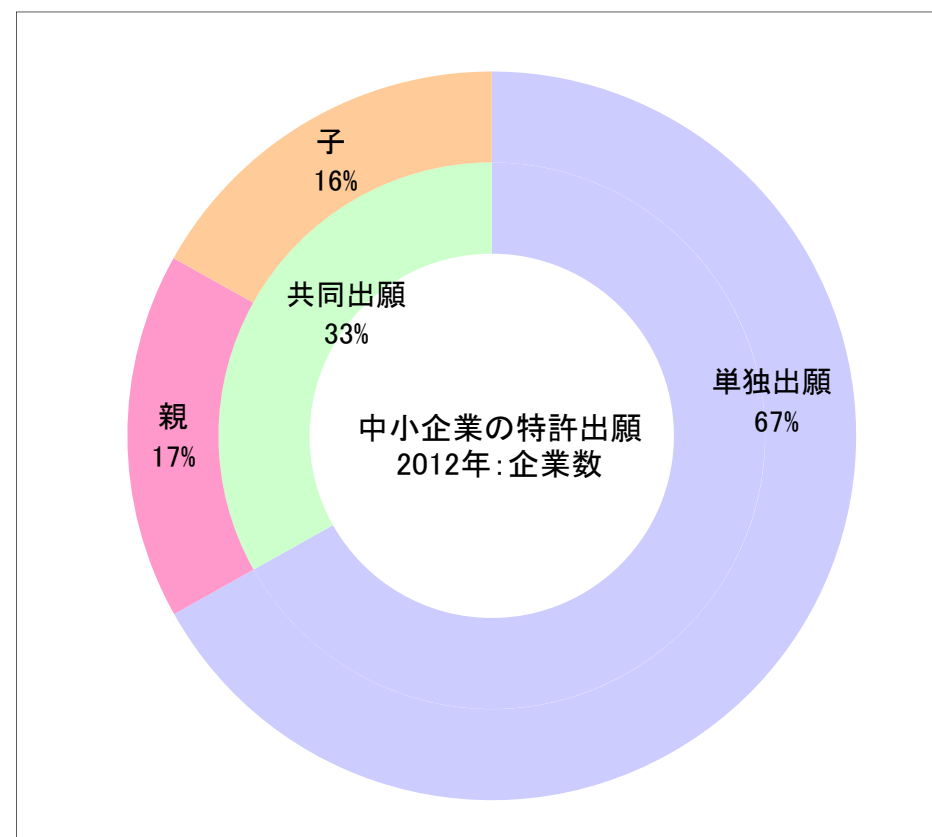
- 中小企業の特許出願件数（2012年）のうち、単独出願が全体の74%（2011年72%）、共同出願は26%（同28%）となっている。
- 共同出願のうち、1/3が筆頭出願人（親）の出願、2/3が共同出願人（子）の出願となっている。
- 出願企業数で見ると、単独出願が67%（同65%）、共同出願が33%（同35%）となっており、共同出願のうち、親が51%（同54%）、子が49%（同46%）となっている。

【出願件数】



総務部普及支援課調べ

【出願企業数】

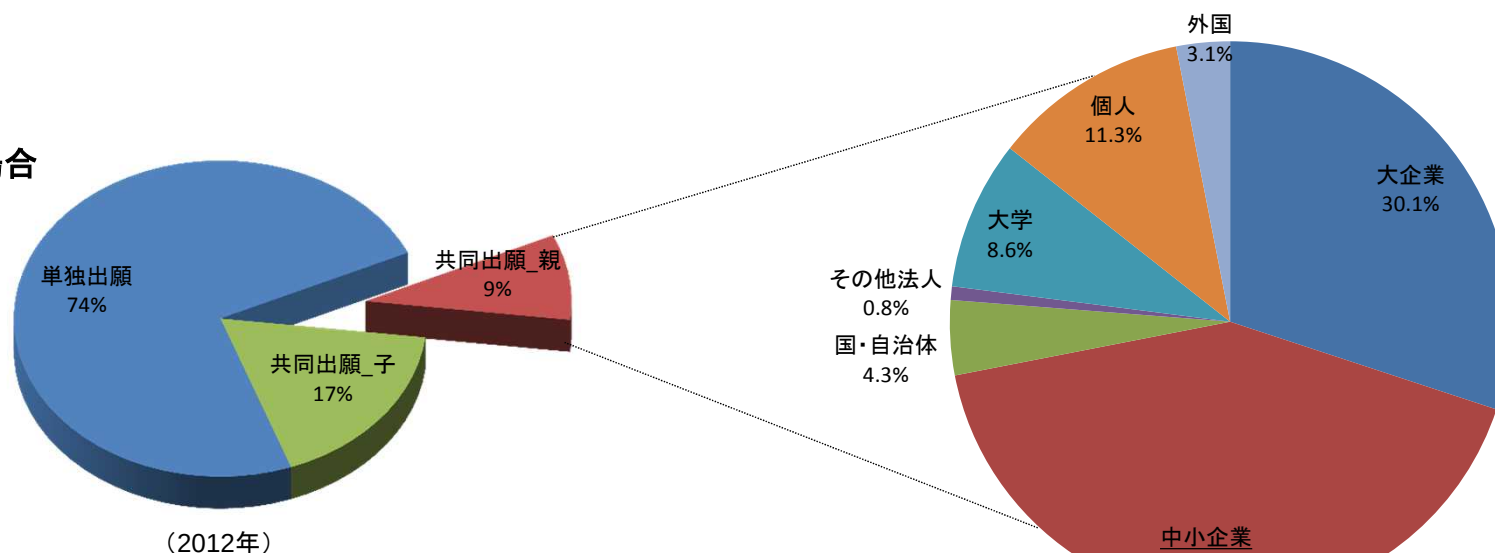


総務部普及支援課調べ

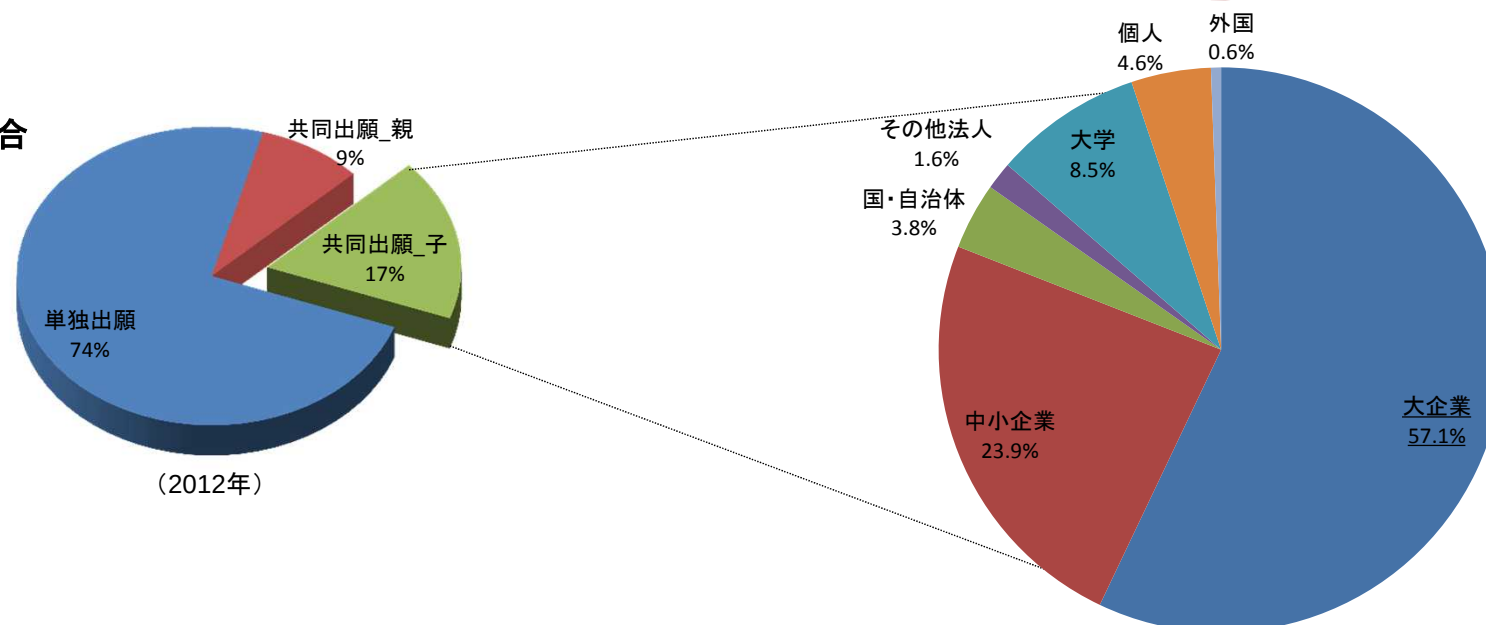
【参考1－9】共同出願の状況

- 中小企業が筆頭出願人（親）の場合、その相手方として中小企業を選択することが多い【上図】
- 中小企業が共同出願人（子）の場合、その相手方として大企業が筆頭出願人であることが多い【下図】

【中小企業が筆頭出願人（親）の場合
の共同出願人（子）】

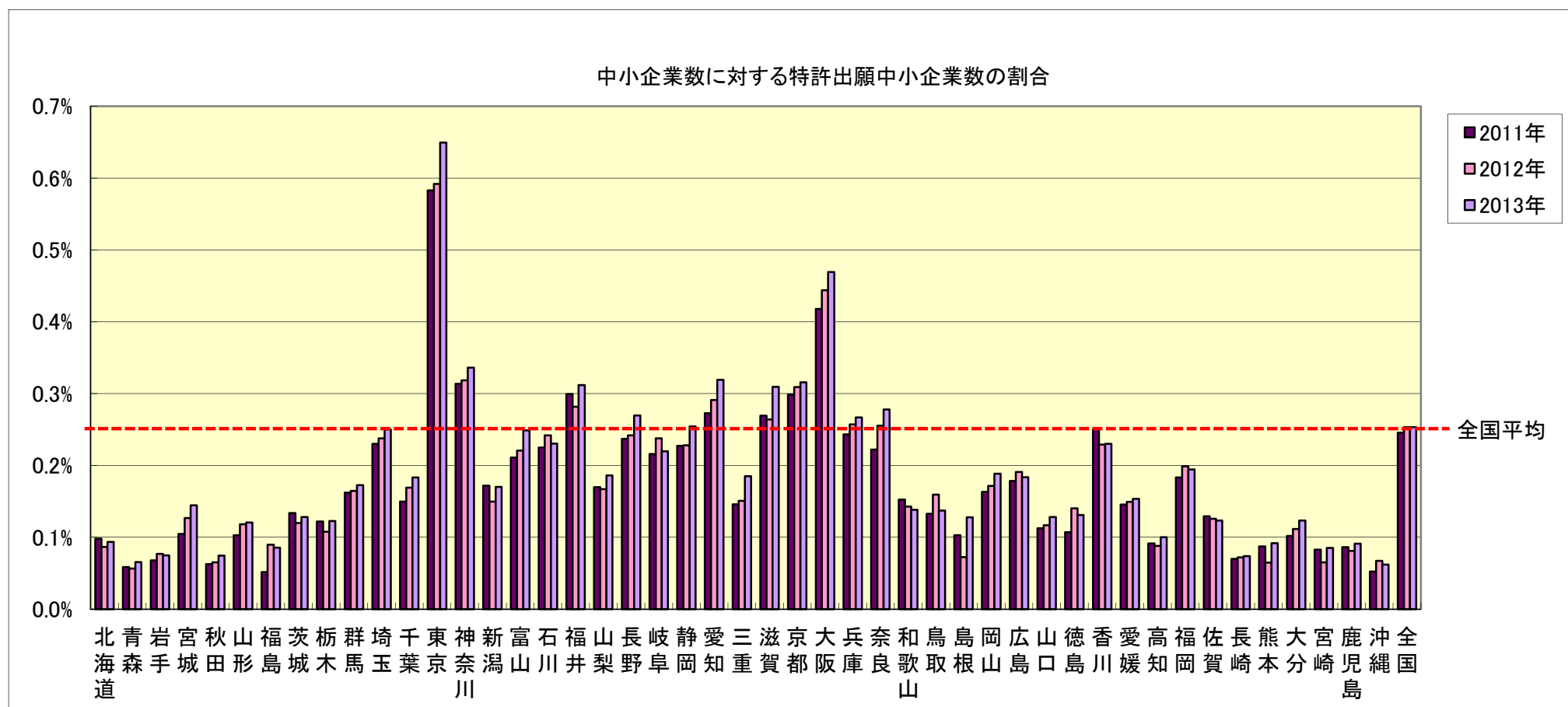


【中小企業が共同出願人（子）の場合
の筆頭出願人（親）】



【参考1－10】中小企業の都道府県別出願比率(特許)

- 中小企業数に対する特許出願中小企業数の割合は、2013年で全国平均0.3%弱である（なお、製造業に限ると2.4%）が、東京、神奈川、大阪をはじめとして増加傾向にある地域もみられる。
- なお、全国平均を上回る都道府県は、東京、神奈川、福井、長野、静岡、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良となっており、必ずしも大都市圏に片寄っているわけではない。

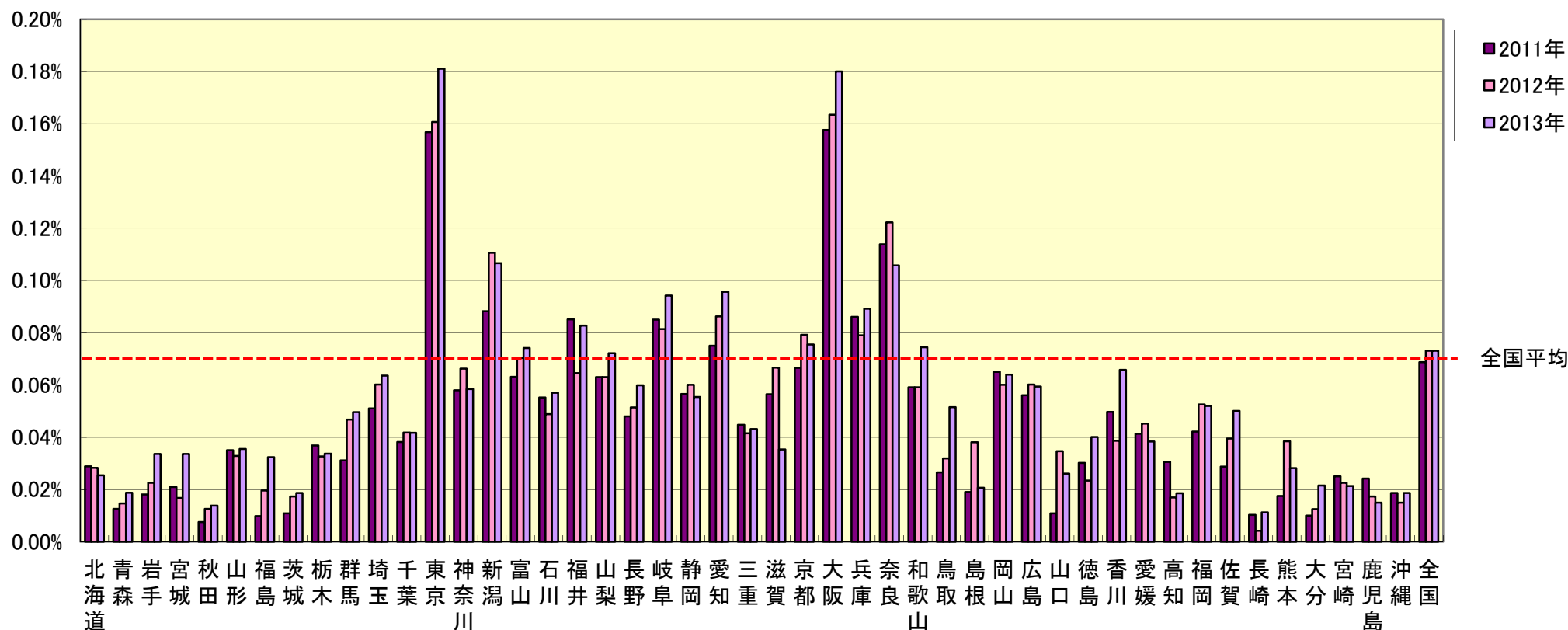


中小企業数は「中小企業白書2014年版付属統計資料」、特許出願中小企業数は「総務部普及支援課調べ」

【参考1－11】中小企業の都道府県別出願比率(意匠)

- 中小企業数に対する意匠出願中小企業数の割合（2013年）は、全国平均0.07%である。その中でも、東京や大阪のように漸増傾向にある地域もみられる。
- 全国平均を上回る都道府県は、東京、新潟、富山、福井、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山となっており、中部及び近畿地域に集中している。

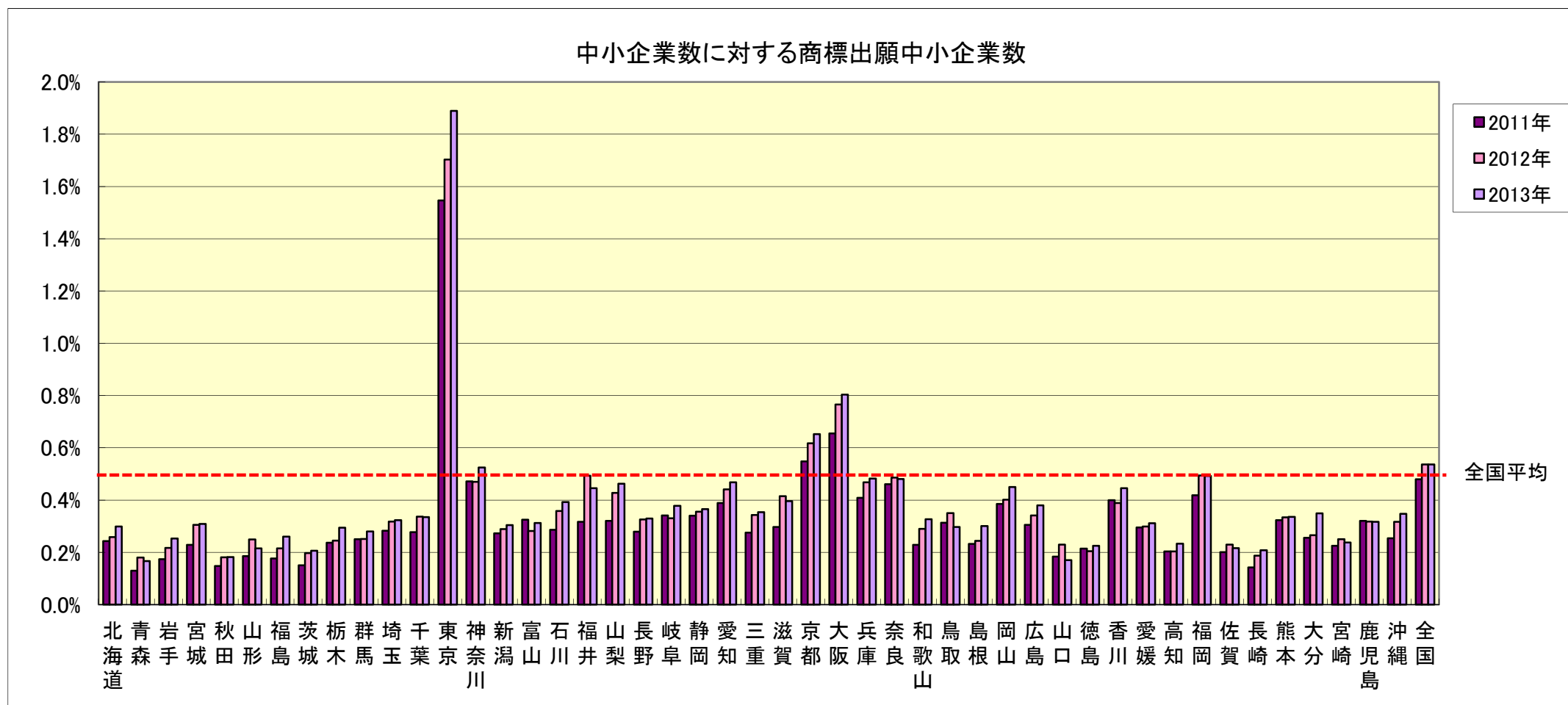
中小企業数に対する意匠出願中小企業数の割合



中小企業数は「中小企業白書2014年版付属統計資料」、意匠出願中小企業数は「総務部普及支援課調べ」

【参考1－12】中小企業の都道府県別出願比率(商標)

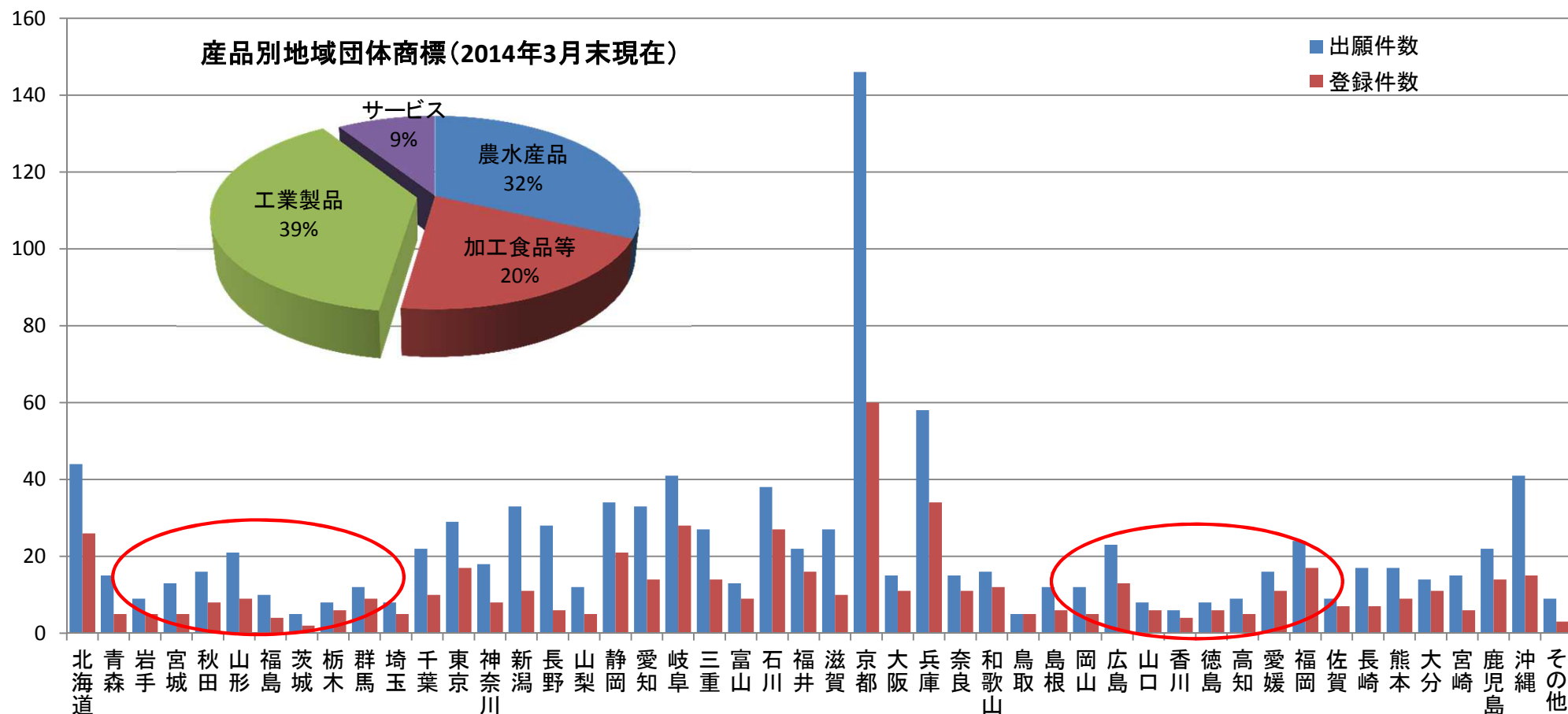
- 中小企業数に対する商標出願企業数の割合は（2013年）、全国平均0.5%と低調である。
- 全国平均を上回る都道府県は、東京、京都、大阪のみとなっている。



中小企業数は「中小企業白書2014年版付属統計資料」、商標出願中小企業数は「総務部普及支援課調べ」

【参考1－13】地域団体商標の出願～都道府県別・産品別～

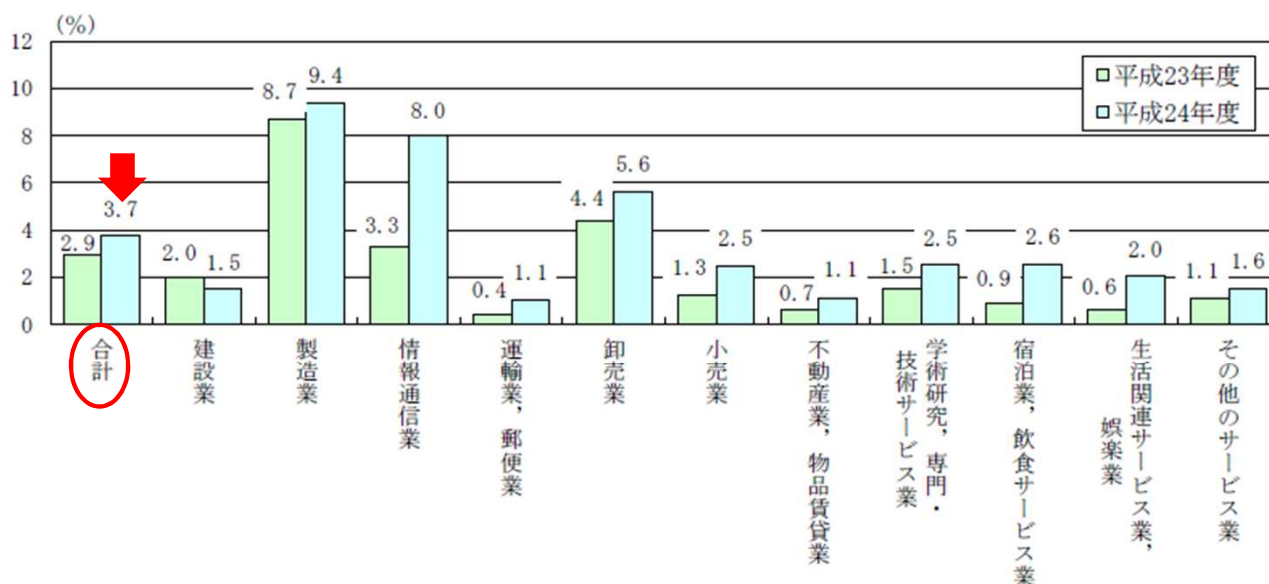
- 地域団体商標の累計は、出願件数が1,057件、登録件数が556件（2014年3月末現在）となっているが、京都などの一部の都道府県に片寄った傾向がみられ、東北、中国、四国地域は低調である。
- また、産品別にみると、野菜・食肉・魚等の農水産物（32%）と水産物等の加工食品（20%）が全体の52%を占めており、織物・焼物等の工業製品は39%に留まっている。



【参考1－14】中小企業における知財の保有状況

- 特許権・実用新案権・意匠権・商標権を保有している企業の割合は3.7%である。産業大分類別に見ると、製造業が9.4%、情報通信業が8.0%、卸売業が5.6%となっている。
- 大企業と中小企業の知財所有割合を比較すると、特許では24.8倍、実用新案では15.1倍、意匠では19.9倍もの保有率の差がある。

特許権等を保有する中小企業（法人企業）の割合（産業大分類別）



(注)「特許権等」とは、平成23年度においては特許権・実用新案権・意匠権が対象であり、平成24年度ではさらに商標権を含む。

特許権等を所有する企業の割合は、特許権等を所有する企業数／企業数合計

「平成25年中小企業実態基本調査（速報）」（中小企業庁）

「中規模企業」

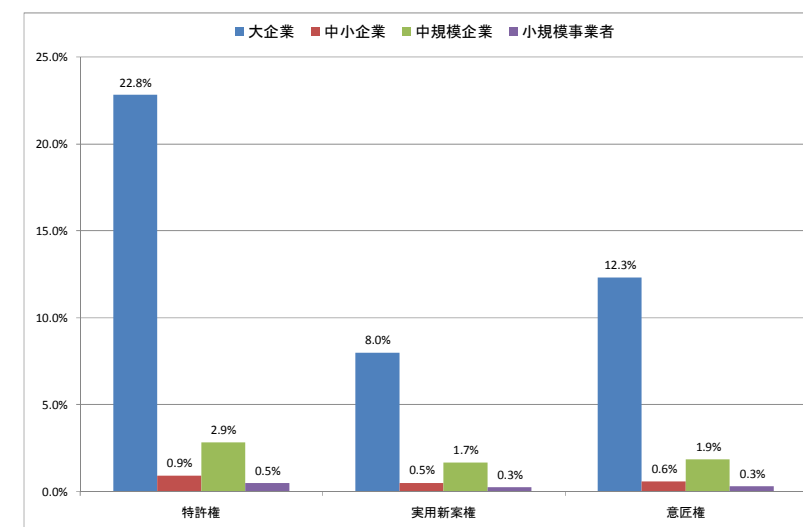
中小企業基本法に定められた中小企業の定義のうち、小規模事業者を除いたもの

「小規模事業者」

中小企業基本法に定められた小規模事業者

（製造業その他：従業員数20人以下、サービス業・商業：従業員5人以下）

企業規模別知的財産権種類別の保有割合



大企業は、経済産業省「平成24年企業活動基本調査」結果から抽出。中小企業は、中小企業庁「平成24年中小企業実態基本調査」結果から抽出。なお、両調査については、調査対象や標本抽出の方法が異なるため、参考程度の扱いとされたい。

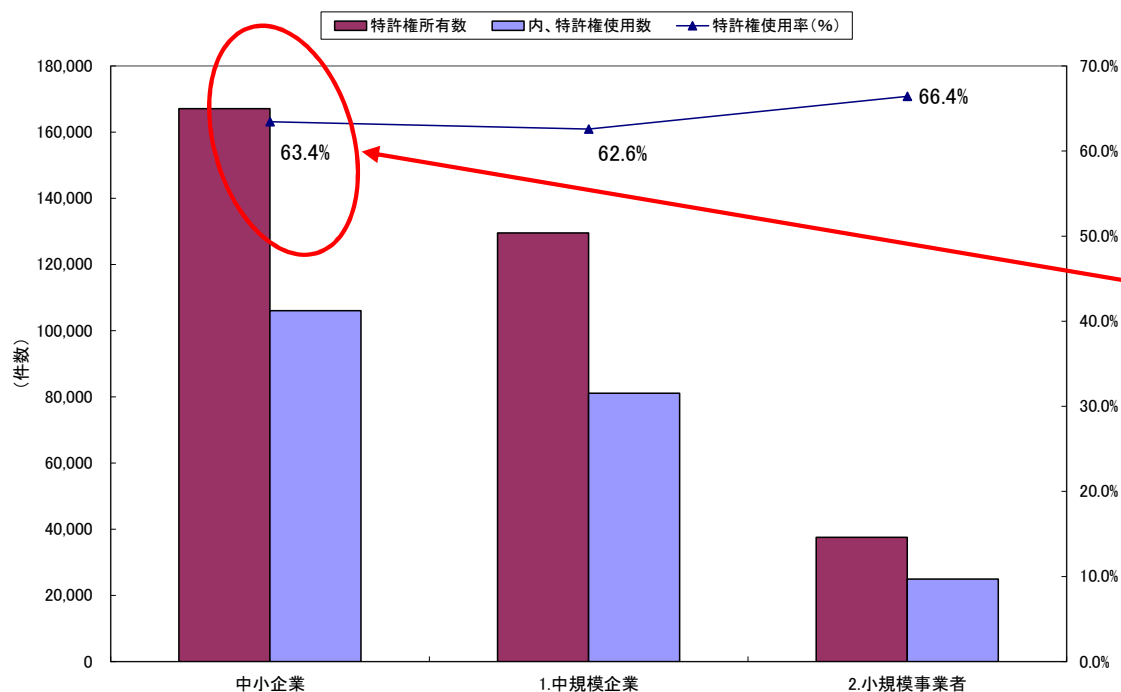
※本グラフの中小企業の保有割合は平成24年調査結果から抽出しており、左の速報値とは異なる

平成25年度中小企業等知財支援施策検討分析事業
「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」（特許庁）

【参考1－15】企業規模別の特許権使用状況

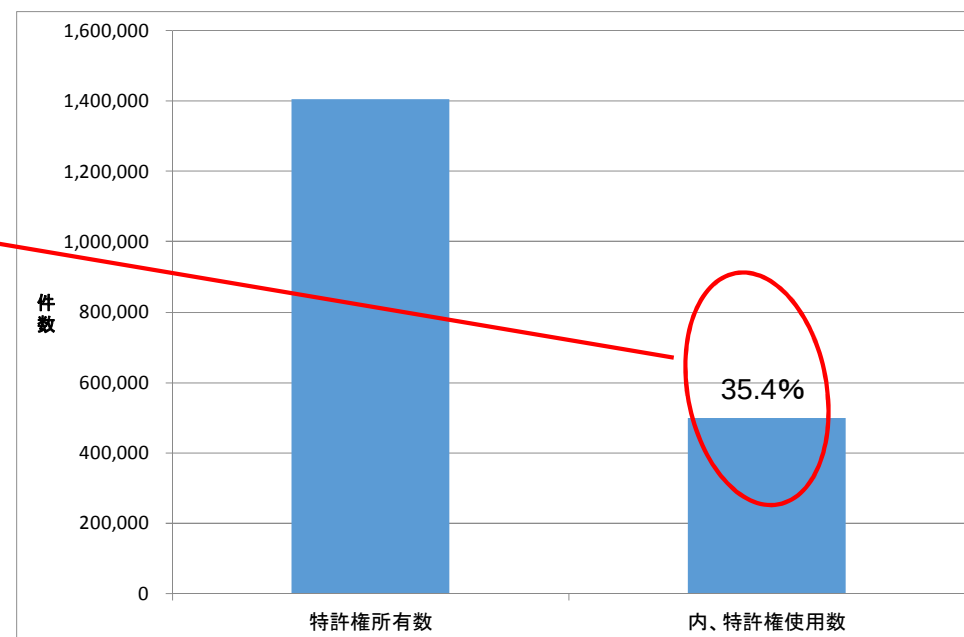
- 中小企業の特許権使用率は63.4%であり、企業規模別では「中規模企業」が62.6%、「小規模事業者」が66.4%となっている。
- 平成24年企業活動基本調査結果からみると、大企業においては、35.4%の割合で保有特許権を使用していることがわかる。このことから、大企業と中小企業においては、中小企業の方が2倍近く保有特許の使用率が高い。

企業規模別特許使用状況



「平成24年中小企業実態基本調査」(中小企業庁)から抽出

大企業における特許権使用状況



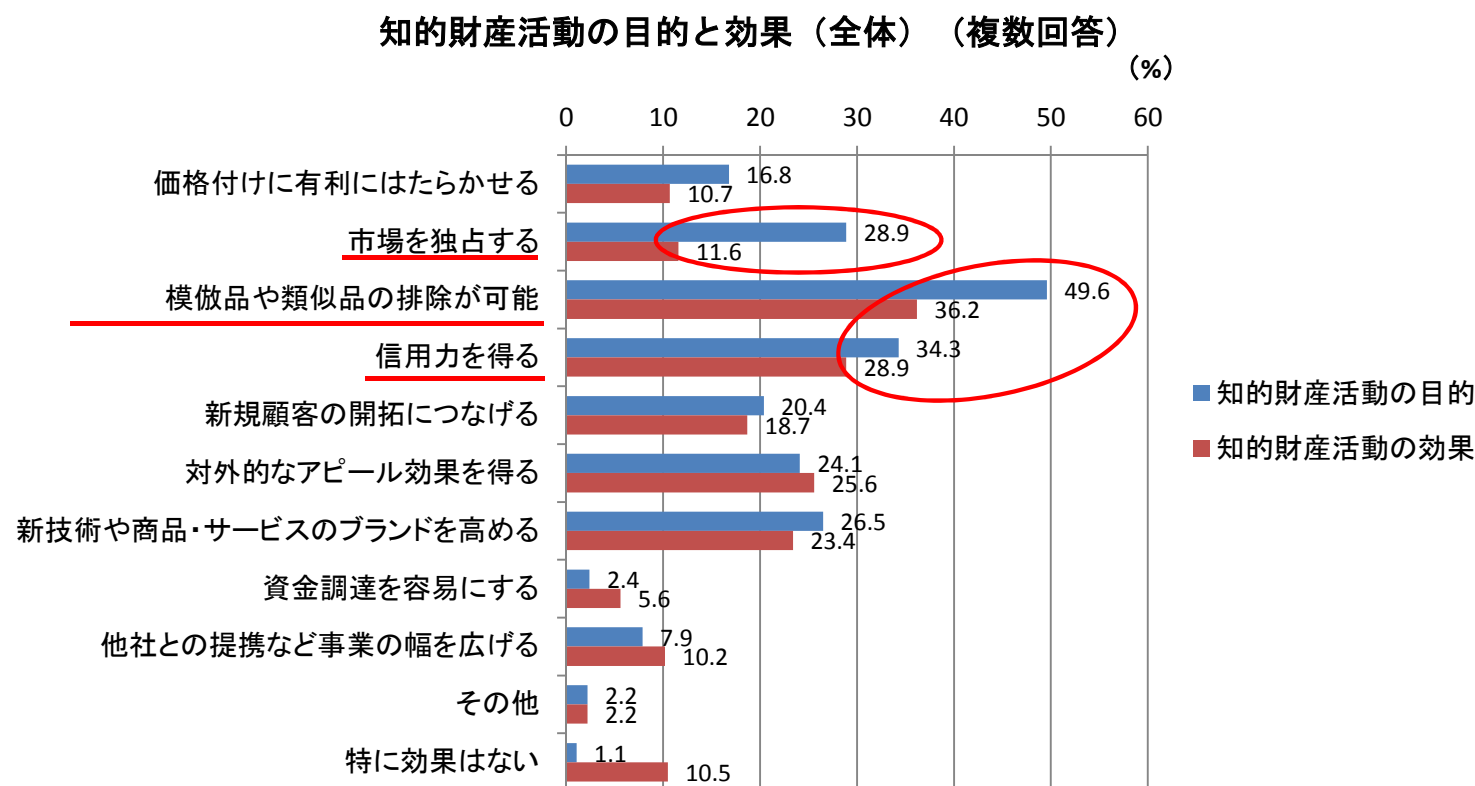
「平成24年企業活動基本調査」(経済産業省)

2. 中小企業の知財活動状況

(主として「第1章1.(2)中小企業の知財活動状況」関連)

【参考2－1】知財活動の目的と効果

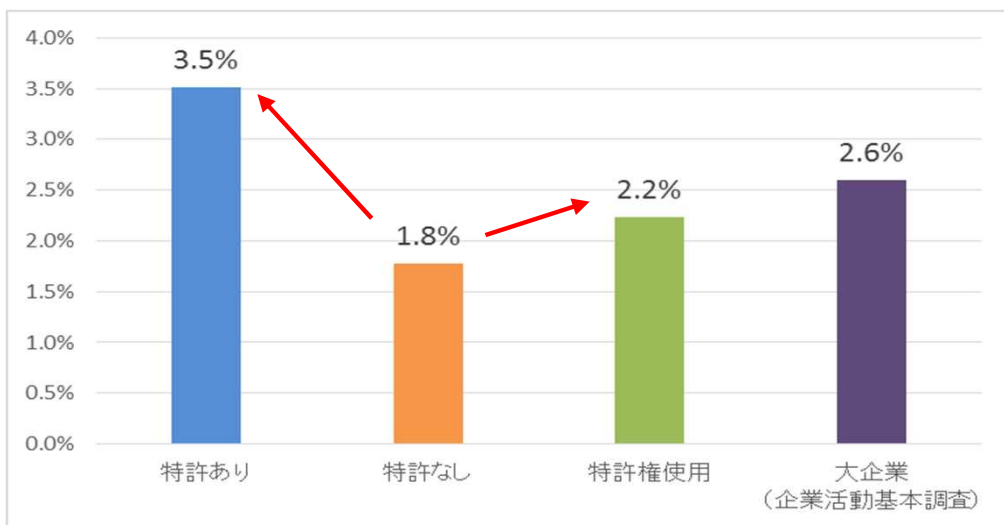
- 知財活動の目的（知財を所有する主な目的）として「模倣品や類似品の排除が可能となった」企業が49.6%と最も多く、続いて「信用力を得る」が34.3%、「市場を独占する」が28.9%と続いている。
- 知財活動の効果（目的を達成できたか）については、「模倣品や類似品の排除が可能となった」企業が36.2%と最も多く、「信用力を得る」が28.9%と続き、目的（ニーズ）が達成できていることがわかる。ただし、目的の3番目である「市場を独占する」についての効果は11.6%と低く、目的と効果の乖離が見られる。



【参考2-2】知財の所有・活用と企業業績との関係

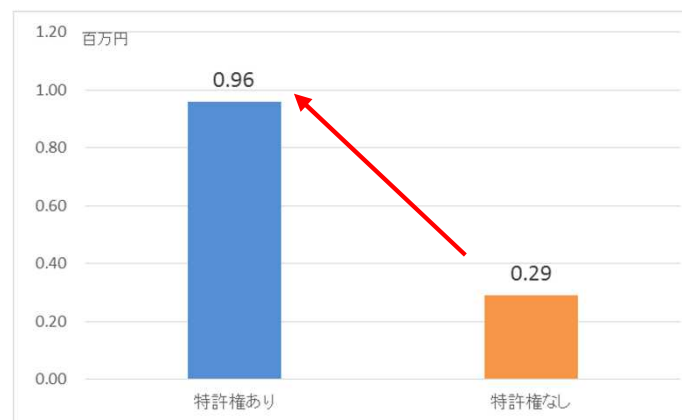
- 特許権を所有している会社あるいは活用している会社の売上高営業利益率は、特許権を所有していない会社よりも高い。（特許あり：3.5%、特許使用：2.2%、特許なし：1.8%）。さらに、大企業における売上高営業利益率は全産業で2.6%、製造業で3.2%であり、特許権を所有している中小企業の売上高営業利益率は、大企業における売上高営業利益率を上回っている。【左図】
- 中小企業の従業員一人当たり営業利益は、特許権を所有している会社の同利益が、特許権を所有していない会社よりも高い。特許権を所有している会社の従業員一人当たり営業利益は0.96百万円で、特許権を所有していない会社の0.29百万円よりも大幅に高い。【右図】

知的財産所有の有無・活用の有無と売上高営業利益率
(全体及び大企業)

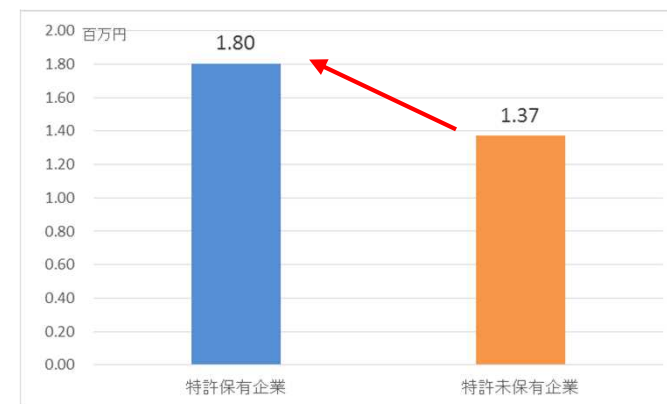


「平成24年中小企業実態基本調査」(中小企業庁)から抽出
なお、大企業の数値は「平成25年企業活動基本調査速報－平成24年度実績－付表5」
(経済産業省、2013年)から抽出

知的財産所有の有無と従業員一人当たり営業利益
(上図は中小企業全体、下図は製造業のみ)



「平成24年中小企業実態基本調査」
(中小企業庁)から抽出

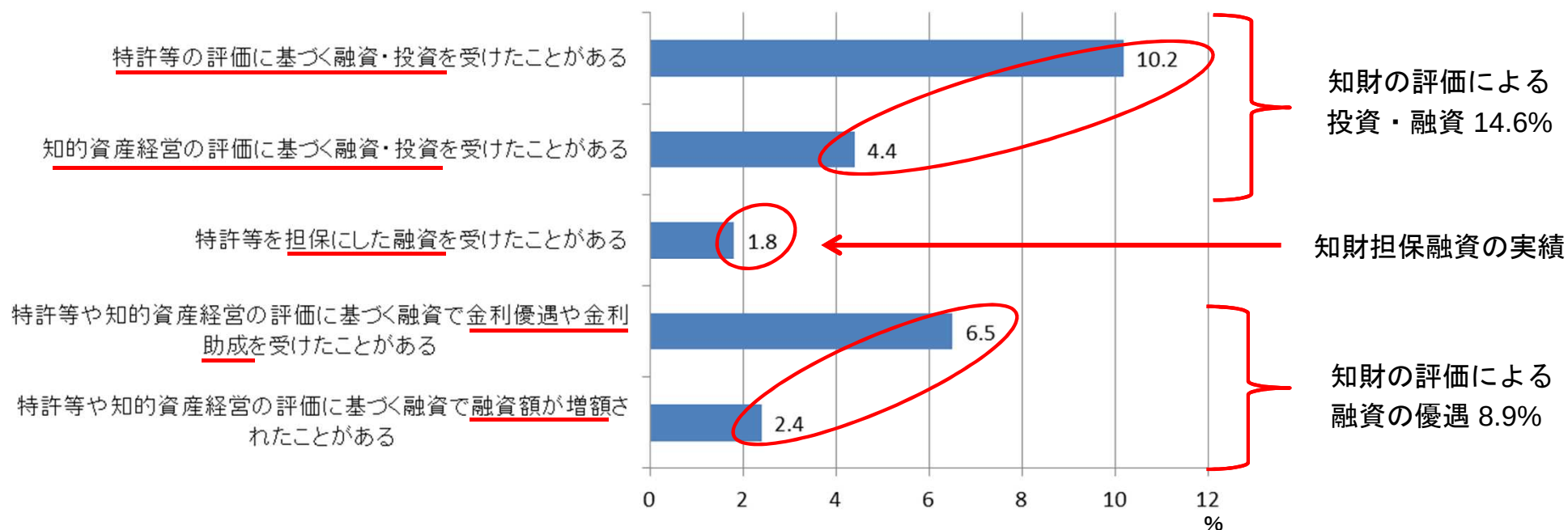


「中小企業白書2009」
(中小企業庁) P109から抜粋

【参考2-3】知財の取得による資金調達への効果

- 特許等に基づく融資の状況については、約25%の中小企業がいずれかの融資上のメリットを受けたと回答（回答者1,731社のうち438社）。
- その内訳として、「特許等を担保にした融資を受けたことがある」との回答は1.8%にとどまるが、「特許等や知的資産経営の評価に基づく融資・投資を受けたことがある」との回答が14.6%、それらの評価による金利優遇や融資額の増額を受けたことがあるとの回答が8.9%となっている。

特許等や知的資産経営の評価に基づく融資・投資状況（複数回答）

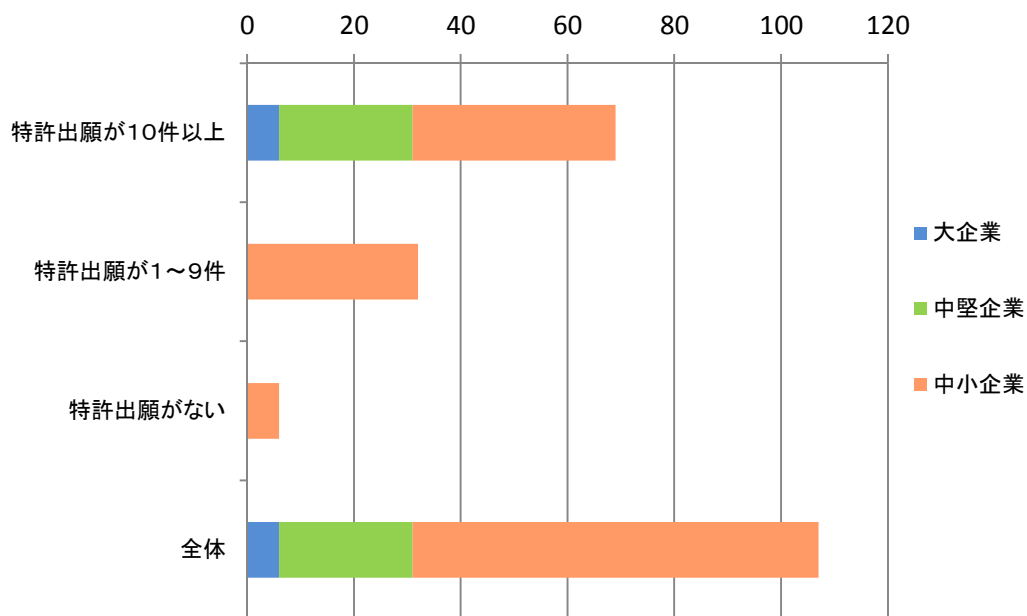


【参考2-4】グローバルニッチトップ選出企業の知財活用状況

- グローバルニッチトップ（以下「GNT」）100選企業における特徴として、積極的な特許取得があげられる。
- この特徴は、選定された中小企業においても同様であり、特許権等知的財産権を利用して世界市場の高いシェアを確保・維持していることが推察される。

※ GNT100選企業とは、経済産業省が選出した国際市場の開拓に取り組んでいる企業のうち、ニッチ分野において高いシェアを確保し、良好な経営を実践している企業。
加えて、今後の飛躍が期待される企業を「ネクストGNT」として7企業を選定（107企業のうち、中小企業が76企業含まれている）。

最近10年のGNT100選企業（ネクストGNT含む）
の特許取得状況



特許庁作成

選出企業の知的財産活用事例

◆事業環境の変化に対応した特許戦略の転換

（ナミックス株式会社（新潟県：資本金8000万、従業員450名））

- エレクトロケミカル、電機・電子部品用の化学系材料を開発製造販売するメーカーである、7種類の世界シェアナンバーワンの製品を所有。
- 従来は特許出願にあまり熱心ではなかったが、材料の分析技術の向上により、材料の成分が明らかになりつつあるため、ノウハウ管理から積極的な特許出願に方針を転換。
- 同社の商品は、毎年30%が新商品と入れ替わるが、製品に使用するものを権利化するという考え方。

◆社長のリーダーシップのもと、知財人材を育成

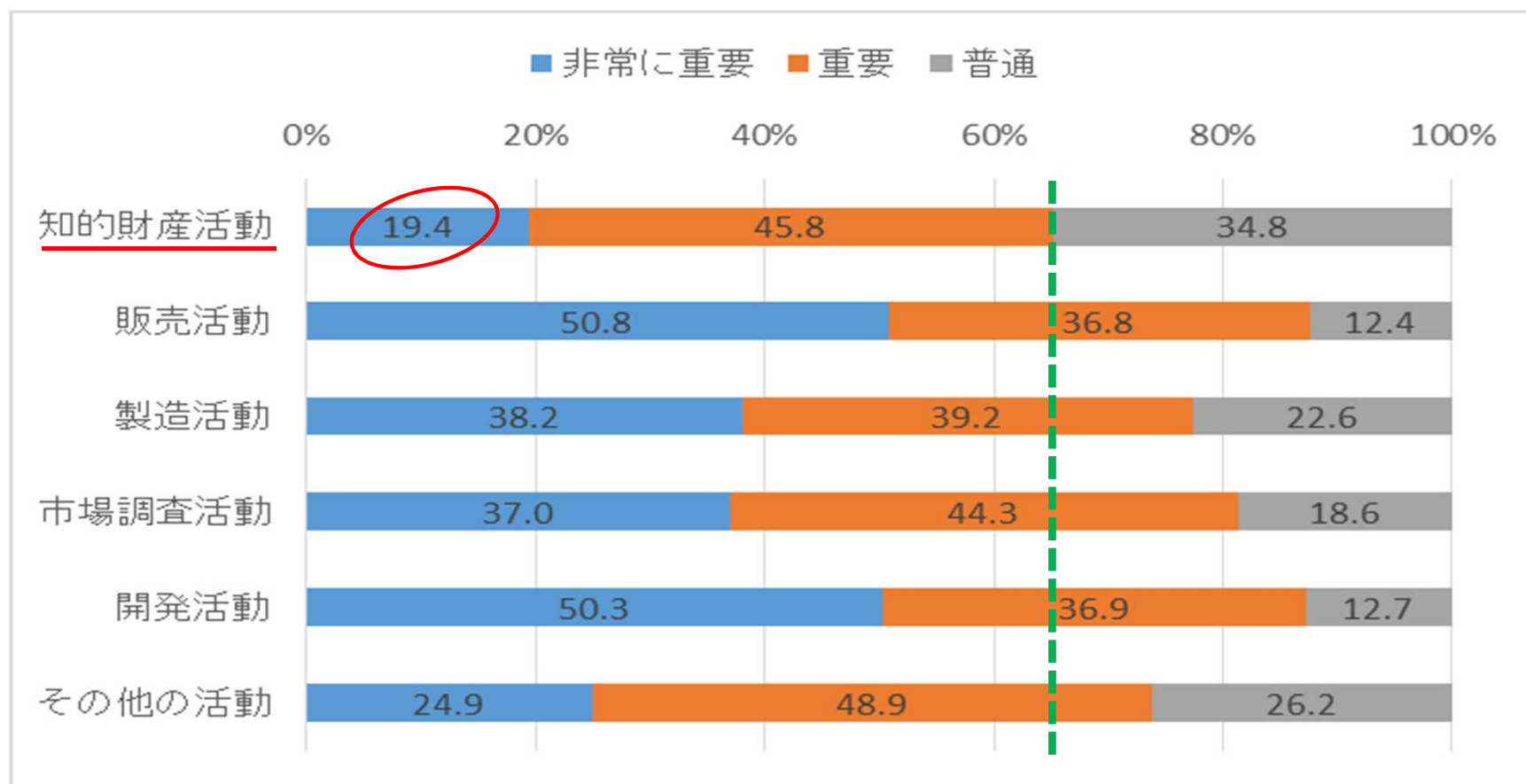
（株式会社エンジニア（大阪府：資本金2000万、従業員30名））

- ペンチ等のプロ用精密工具等1,000アイテムの製品を開発し、自社ブランドで販売するメーカー。
- 主力製品は、外せないネジが外れる工具「ネジザウルス」（GNTとなっている製品）。
- 社長自ら知的財産管理技能士の資格を取得、自ら知財戦略を構築し、知財人材も育成。
- 自社の製品を海外にも展開するにあたって、当該国においても、特許のみならず、意匠・商標の権利を取得。
- 高崎社長は、「日本の中小企業がものづくりで海外展開するにあたっては、知的財産権は絶対必要である」とのこと。

【参考2-5】中小企業の知財意識

- 中小企業においては、自社の知財活動や販売活動、製造活動等の事業活動のうち、知財活動を重要と認識している割合は、他と比べて低い（知財意識が低い）。
- 販売活動や開発活動を「非常に重要」と回答した割合が50%を超えるのに対して、知的財産活動は20%にも満たない水準で、製造活動や市場調査活動よりも低くなっている。

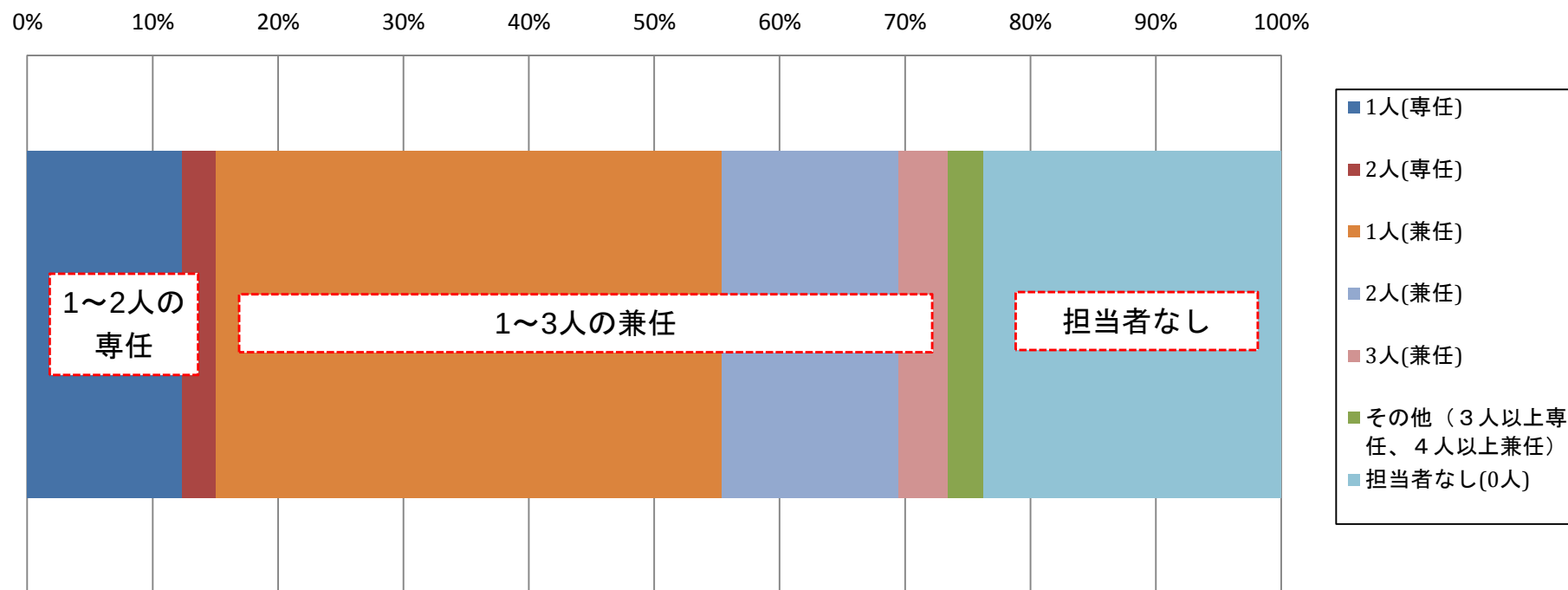
知的財産活動と他の活動の重要性の比較（全体）



【参考2－6】中小企業の取組体制（知財管理担当者）

- 実際に出願した経験のある企業を対象としたアンケート調査であっても、知財担当者数に対する回答では、知財専任担当を置いている中小企業は15%にすぎず、1～3人の兼任担当者を置いている中小企業が半数以上を占める。
- また、担当者がいない企業も23%程度。実際に出願した経験のある企業を対象としたアンケート調査においてもこの結果であり、脆弱な体制がうかがえる。

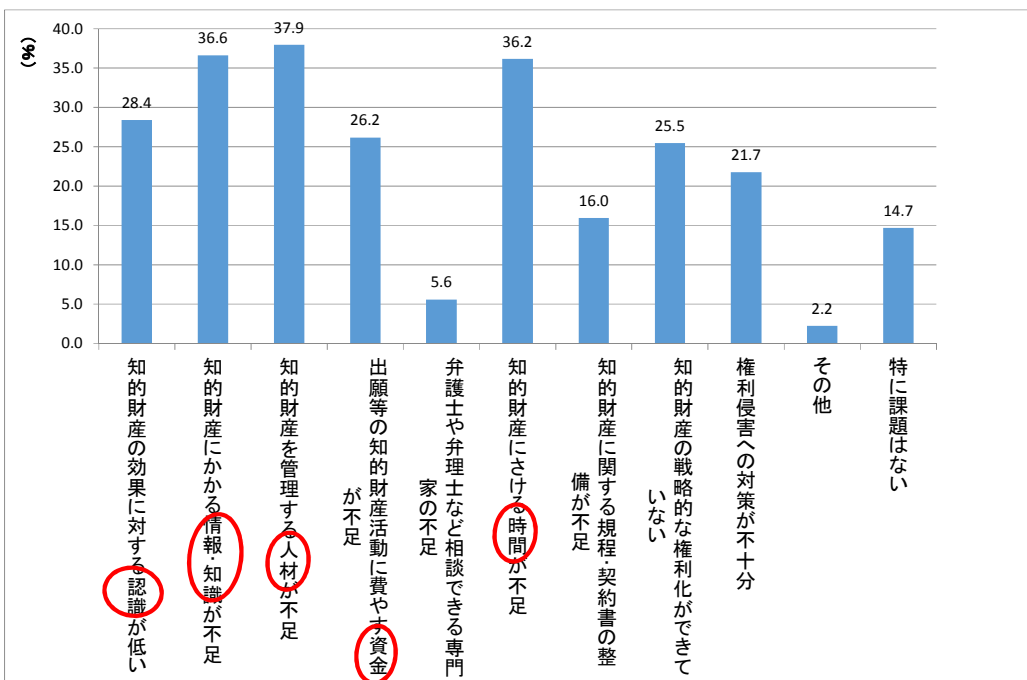
知財担当者数



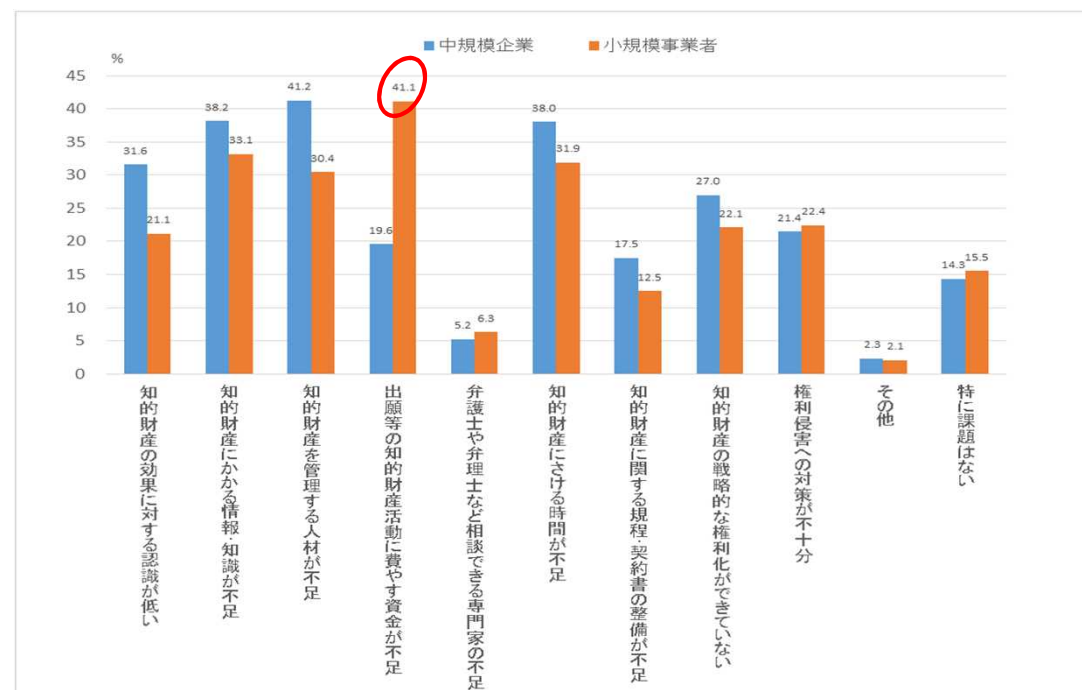
【参考2-7】知財活動の取り組みにおける課題

- 中小企業が認識する知財活動の取り組みに向けた課題として、「知的財産を管理する人材が不足」の割合が最も高く、次いで「知的財産にかかる情報・知識が不足」となっている。3番目は、人材・資金不足の双方に起因すると思われる「知的財産にさける時間が不足」との回答が続いている。
- 「知的財産の効果に対する認識が低い」、「出願等の知的財産活動に費やす資金が不足」も高い水準となっており、特に、小規模事業者では、「出願等の知的財産活動に費やす資金が不足」と回答した割合が41.1%と最も高く、中規模企業の19.6%の約2倍近くの割合となっている。

知的財産活動の取り組みに向けた課題（全体）（複数回答）



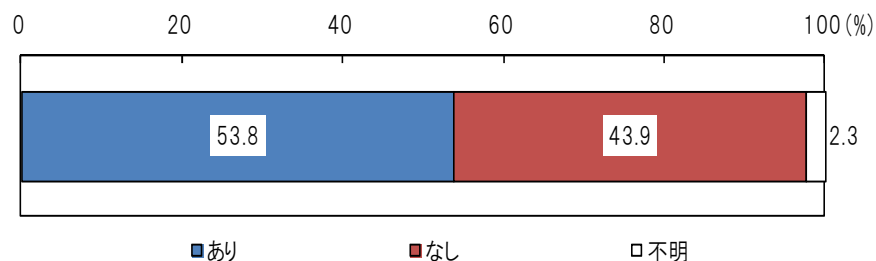
知的財産活動の取り組みに向けた課題（規模別）（複数回答）



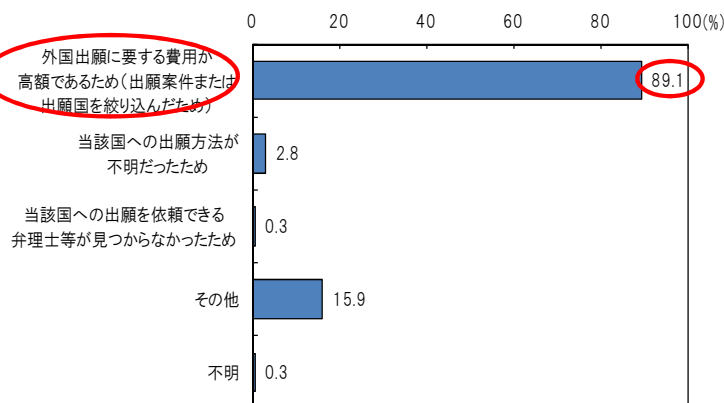
【参考2-8】中小企業の知財活動実態（費用面での制約）

- 外国出願を断念した経験がある企業は、全体の半数以上。「外国出願に要する費用が高額であるため」をその理由として挙げたのは、断念した企業の約9割。
- 外国への平均的な特許出願総費用は、米国・欧州で100万円程度、中国で60万円強、韓国や台湾で40～50万円前後。
- 「外国出願に要する費用が高額」の割合(84,1%)が最も高く、海外での知財活動にかかる諸費用が高額であることが、海外展開における知財活動の課題。

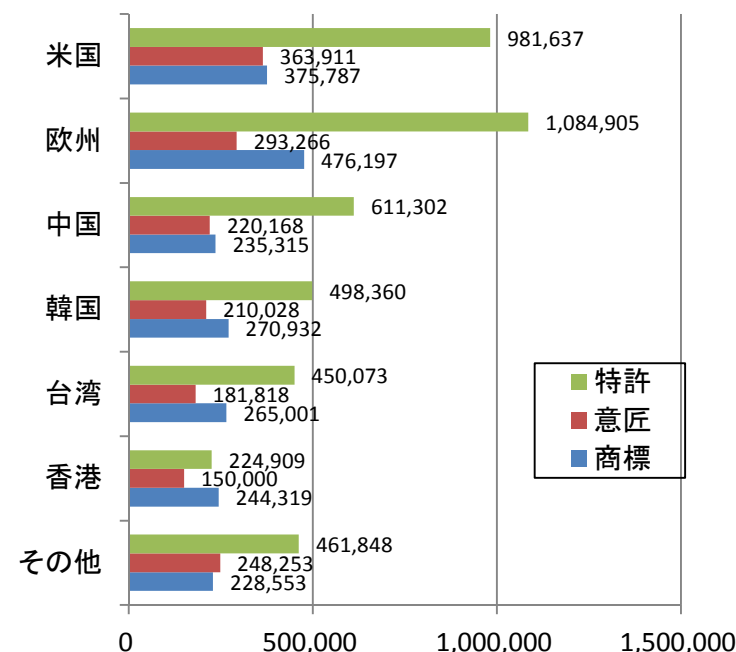
出願を断念した経験の有無 (N=597)



出願を断念した理由 (N=321)



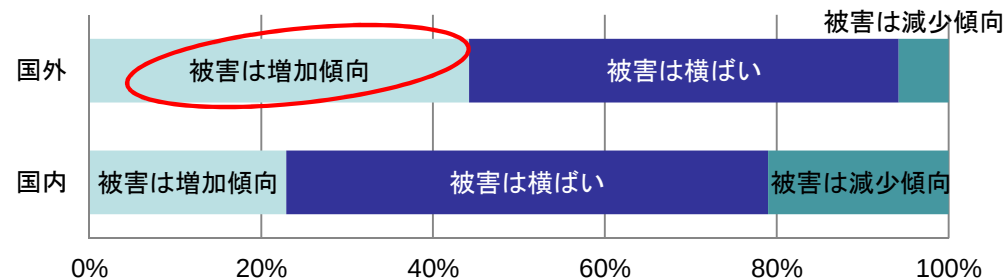
出願から登録までの費用:総額(5年間の平均的な費用)



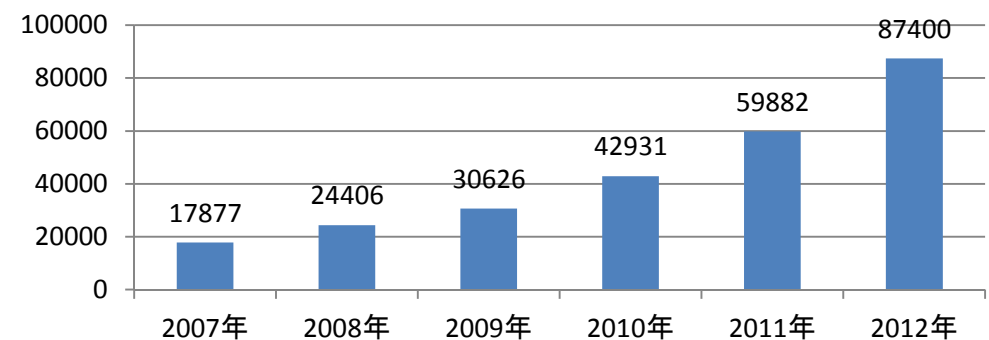
【参考2-9】中小企業の知財活動実態（海外での係争）

- 国外での被害が「増加傾向」とする回答が「減少傾向」を大きく上回り、模倣品問題は深刻。
- 模倣被害があったと回答した企業のうち約半数が中小企業※被害率ベースでは大企業約25%、中小企業約20%
- 出願件数の増大に伴い、海外における知財訴訟に巻き込まれるリスクが増大。
- 中国における2012年の知財紛争件数は、前年比47%増の8万7400件と日本の567件の約154倍。中小企業も係争に巻き込まれるリスクが高まっており、海外で他社の知財権に抵触した経験を有する企業も存在。

国内外の模倣被害の傾向

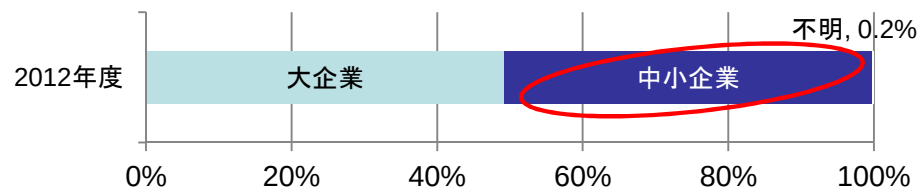


中国における知財紛争件数

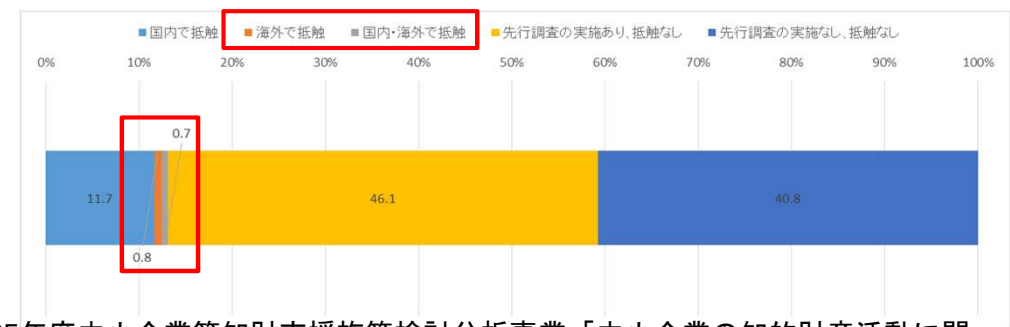


2007～2011「中国知識財産権保護状況（国家知識産権戦略網<http://www.nipso.cn/bai.asp>）
2012「5/2付日本経済新聞9面」

企業規模別の模倣被害の割合（日本も含む全世界）



他社の知的財産権への抵触の有無（中小企業）



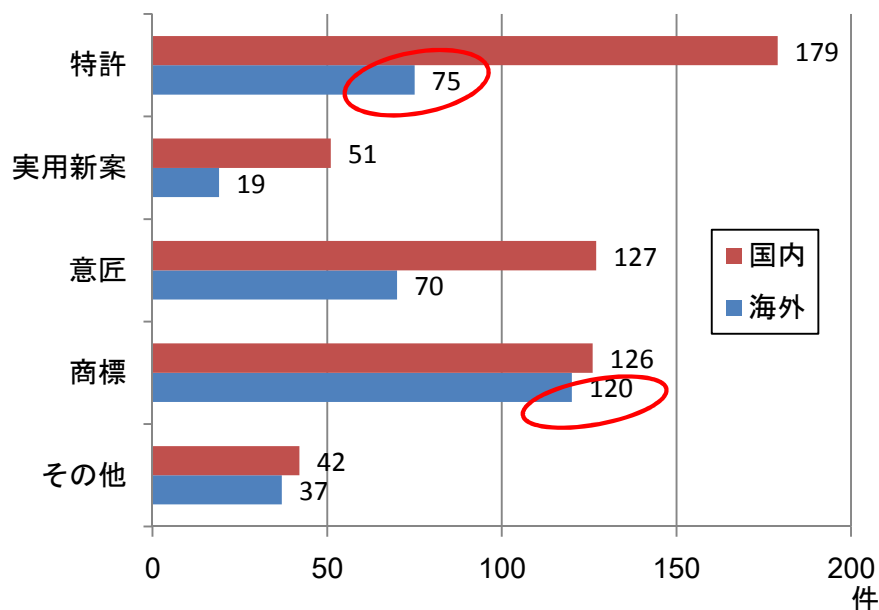
「2013年度 模倣被害調査報告書」（特許庁、2014年3月）から加工・作成

平成25年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」（特許庁）

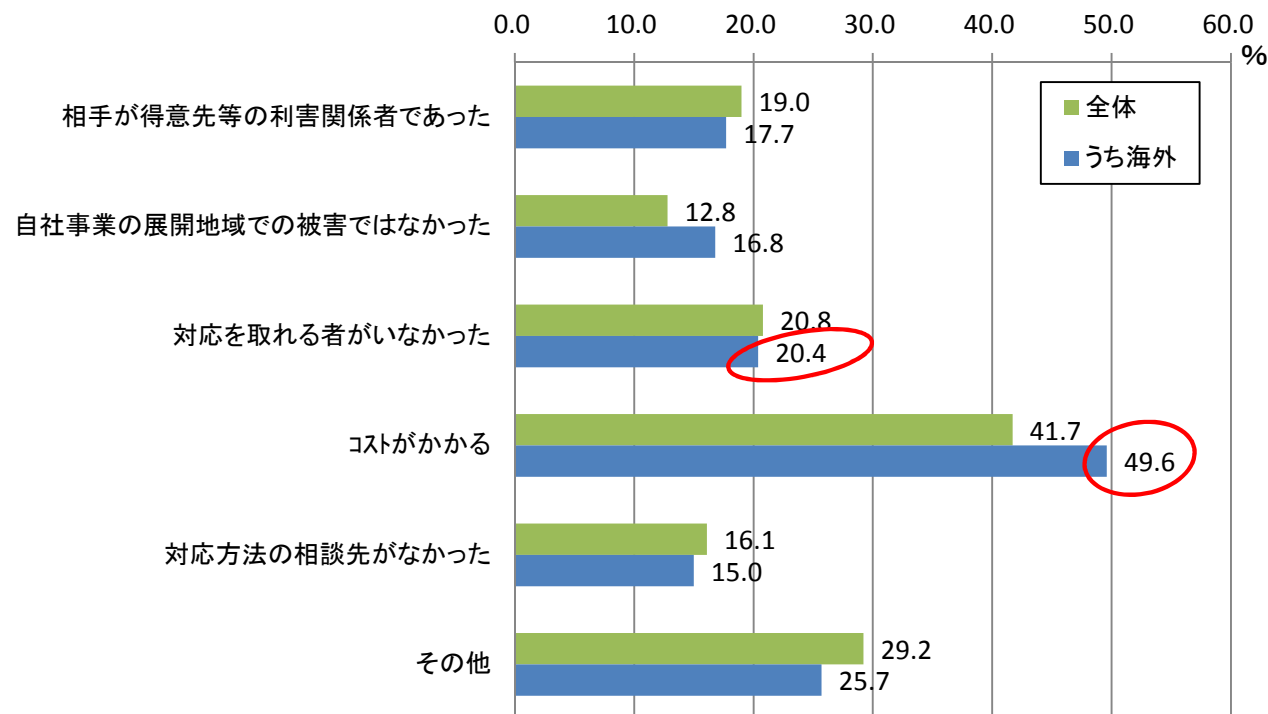
【参考2－10】海外での模倣品対策における課題

- 海外において中小企業が侵害された知財権は、商標権の割合が最も高く、特許権、意匠権が続く。
- 模倣被害に対して対応を取らなかった理由としては「コストがかかる」ことを挙げる中小企業の割合が高く、海外においてはその割合が50%程度にも上り、「対応を取れる者がいなかった」が続いている。

他社侵害のあった知的財産権（全体）（複数回答）



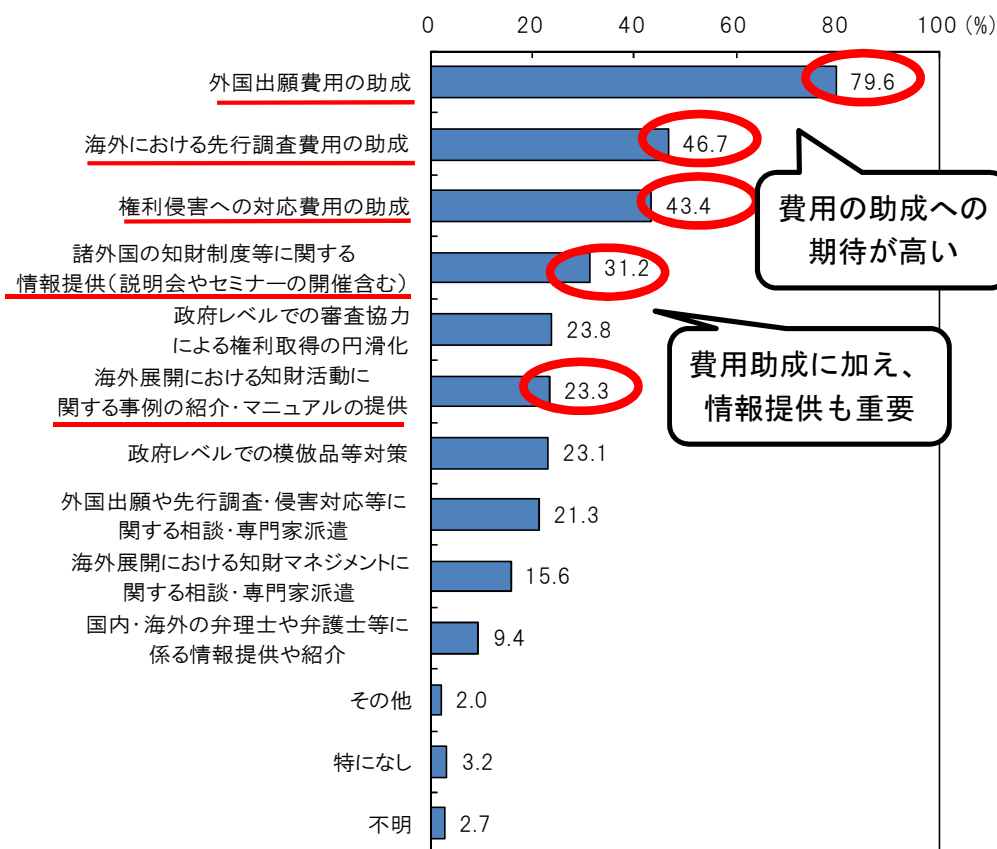
模倣被害に対して対応を取らなかった理由（複数回答）



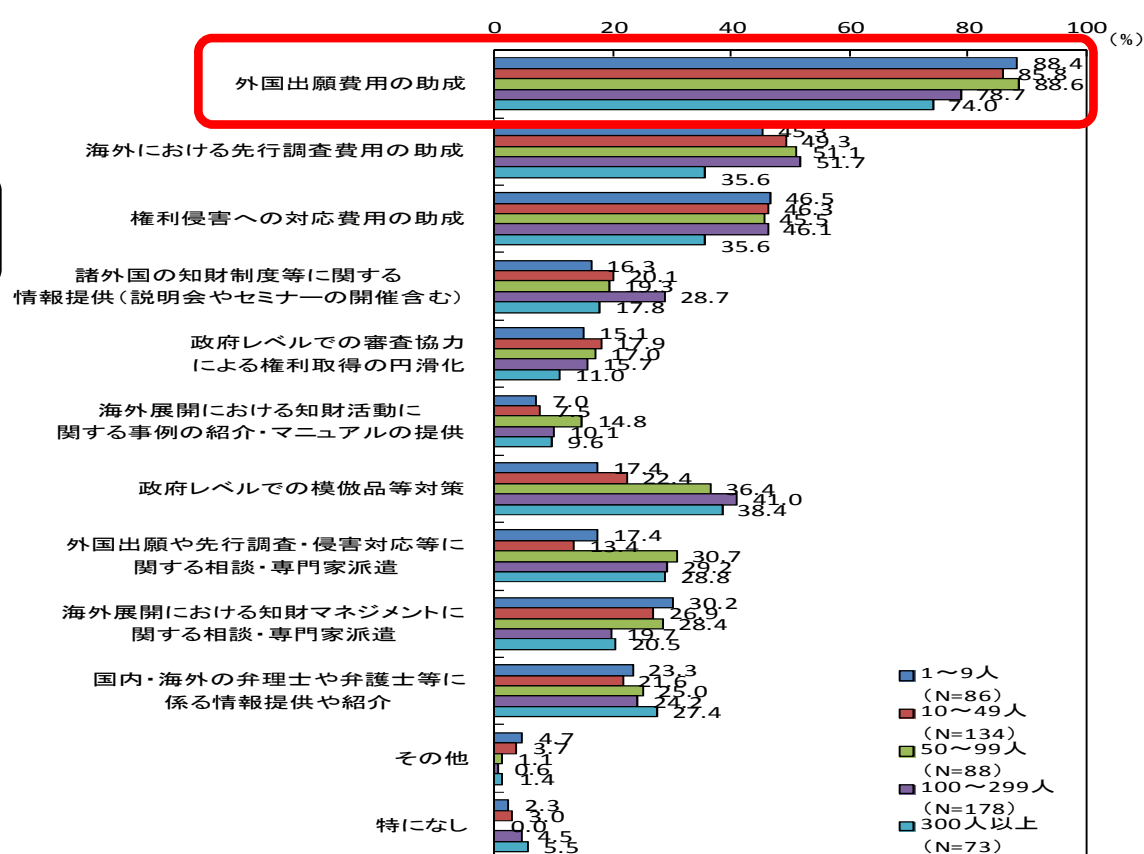
【参考2-11】中小企業の海外知財支援ニーズ

- 海外展開における知財活動に関し、「外国出願費用の助成（79.6%）」等、公的な費用助成への期待が高い。
- 費用への助成は、企業規模が小さい企業ほど期待する割合が大きい。反対に、情報提供のニーズは、企業規模が大きいほど高い。

公的支援として期待すること (N=597)



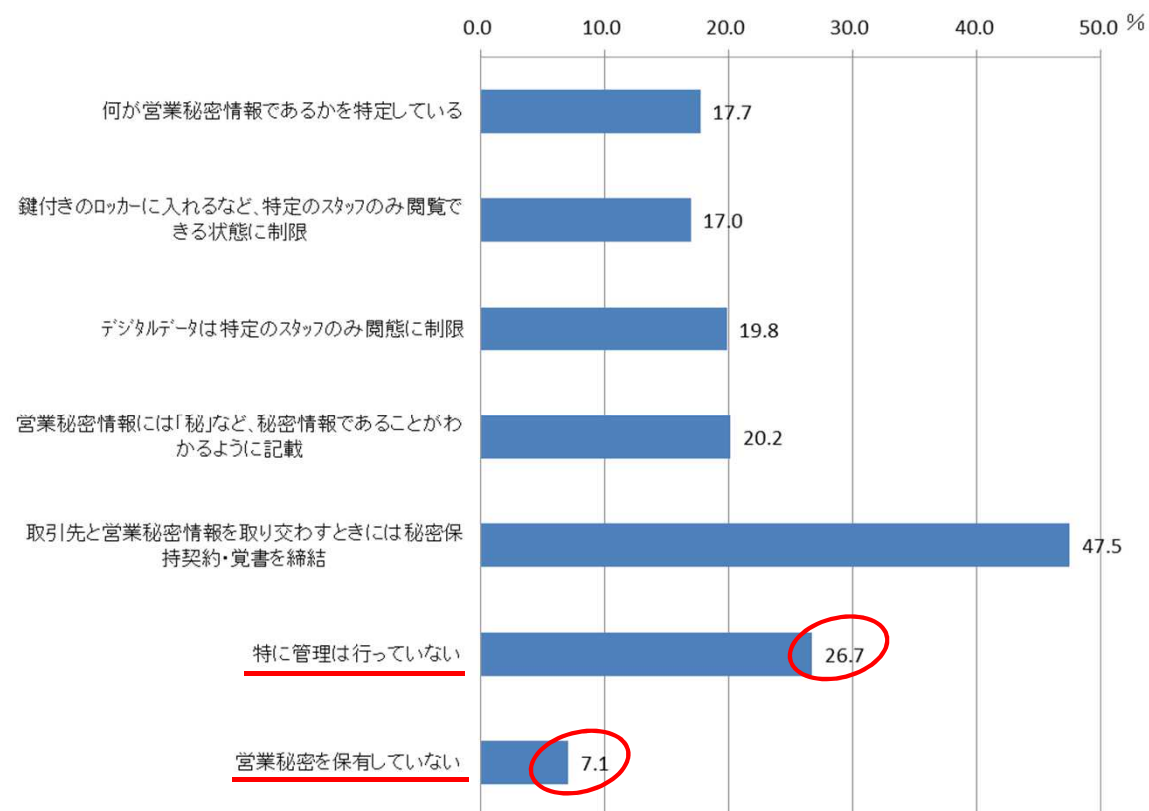
公的支援として期待すること×従業員数別



【参考2－12】営業秘密の管理方法

- 営業秘密については、「保有していない」と回答があった中小企業は7%程度。管理方法としては、「秘密保持契約・覚書の締結」の48%程度を占め、その他、営業秘密管理に関する各種取組を実施していると回答した中小企業は、各取組においてそれぞれ20%程度であった。
- しかしながら、「特に管理は行っていない」と回答があった中小企業は約27%であり、（アンケート調査の対象が出願経験のある中小企業であり、比較的知財意識が高い中ですらこの割合であることに鑑みれば）営業秘密管理の必要性が中小企業に対して十分に浸透しているとはいえない状況である。

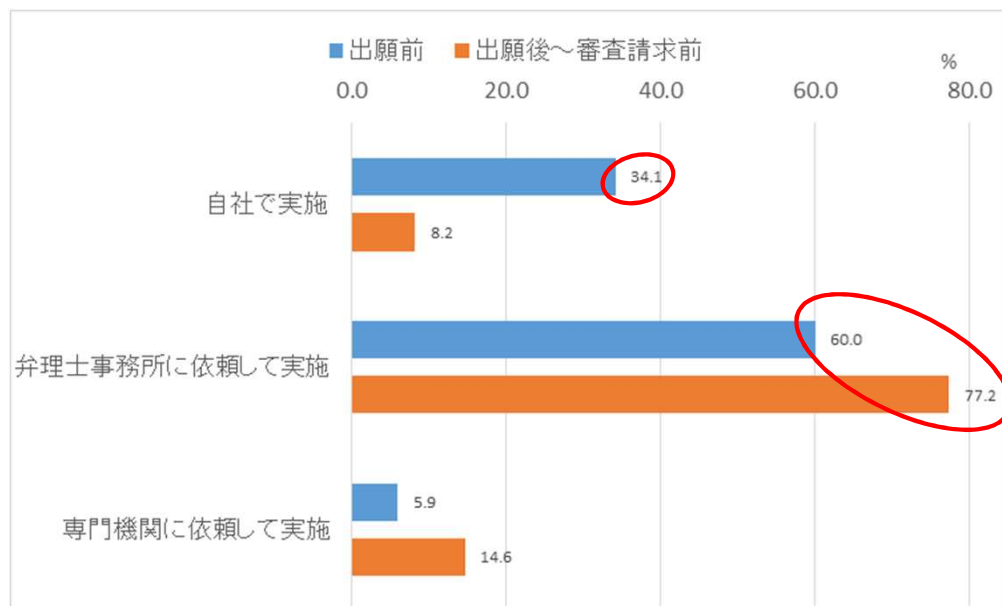
営業秘密の管理方法（複数回答）



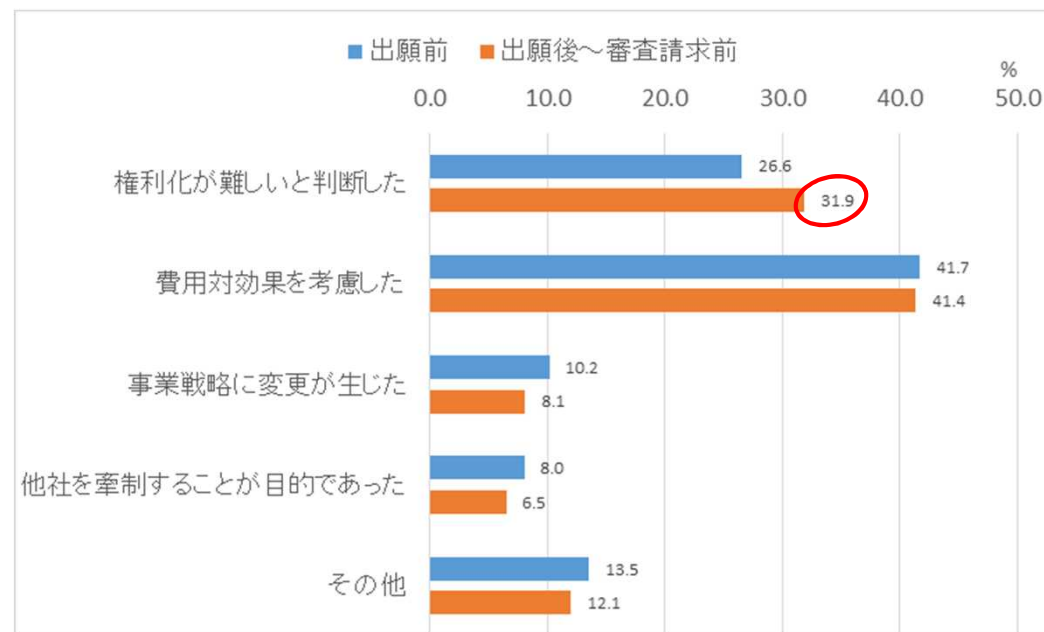
【参考2－13】先行技術調査の実施方法とそのタイミング

- 特許の先行技術調査は「出願前」と「出願後～審査請求前」のいずれのタイミングでも「弁理士事務所に依頼して実施」と回答した割合が最も高い。一方「出願前」に「自社で実施」と回答した企業も一定数あり、出願前に自社で先行技術調査を行う中小企業の存在もうかがえる。
- また、審査請求しなかった経験と先行技術調査のタイミングの関係では、先行技術調査を審査請求前に実施した中小企業において「権利化が難しいと判断した」と回答した割合が高くなっており、出願時よりも費用負担が大きい審査請求前に、権利化の判断のために先行技術調査を実施している中小企業の実態がうかがえる。

先行技術調査の実施方法（全体）



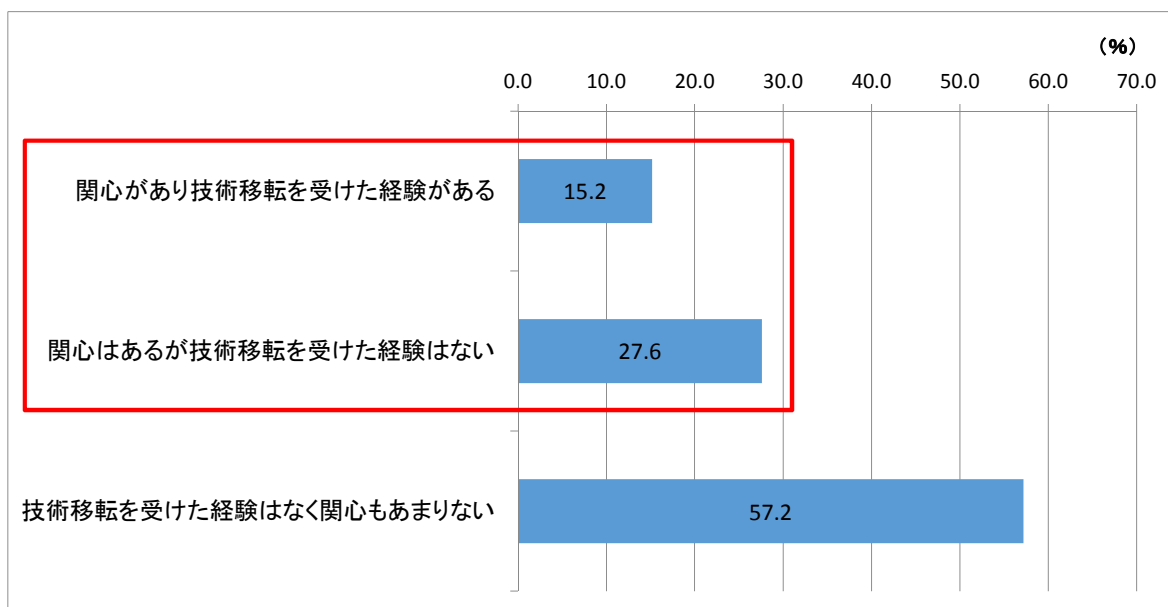
先行技術調査を実施した時期と審査請求しなかった理由（全体）



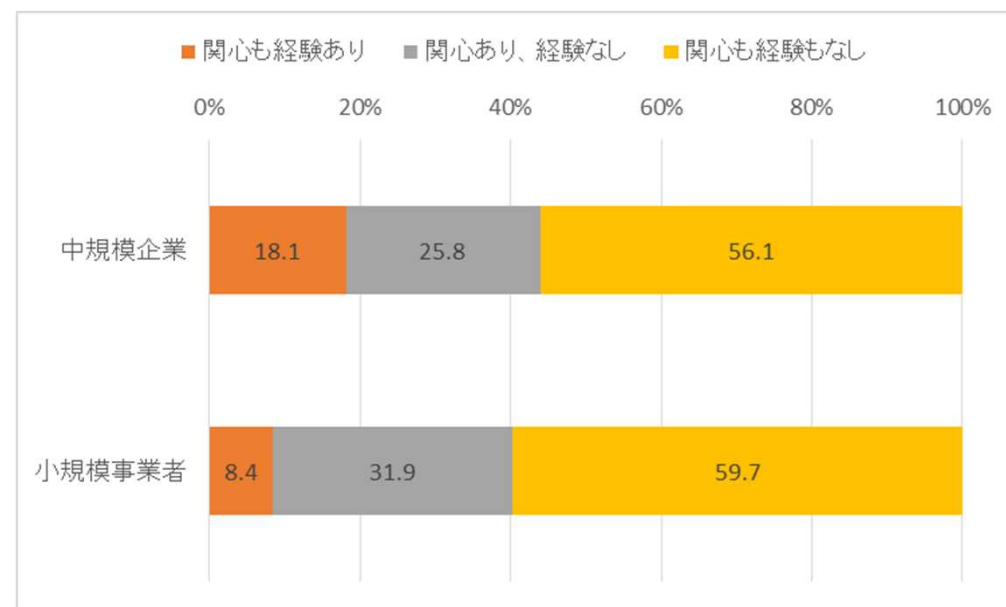
【参考2－14】技術導入の有無と関心の状況

- 技術導入に関心があり経験のある割合が15.2%、経験はないが関心はある割合が27.6%であり、合わせて42.8%の中小企業が技術導入に関心があるとしている。
- 企業規模別にみると、小規模事業者においては関心は高いものの、経験ありが8.4%と実際の技術導入までには至っていない状況がうかがえる。

技術導入の有無と技術導入への関心の状況（全体）



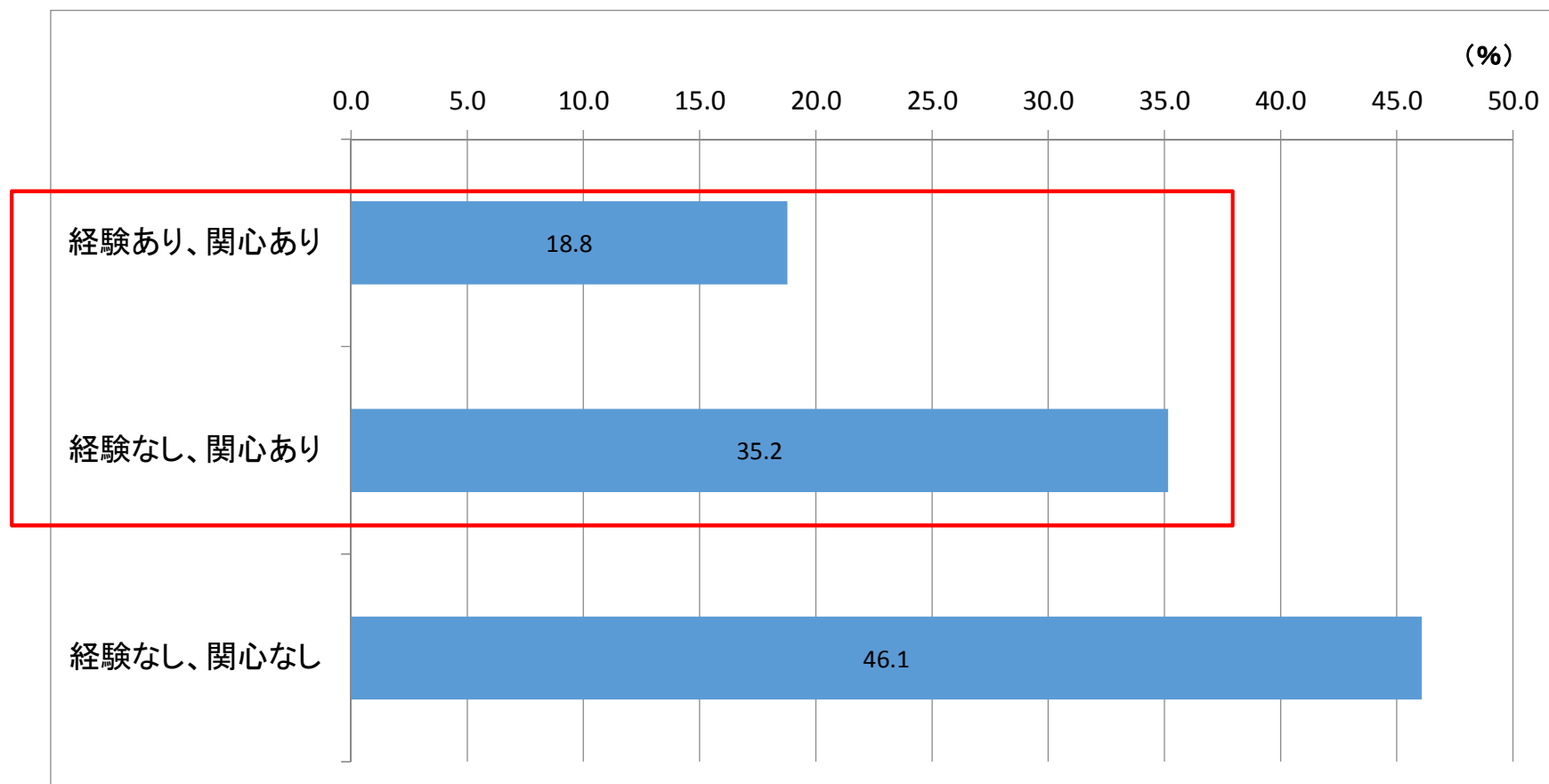
技術導入の有無と技術導入への関心の状況（規模別）



【参考2－15】ライセンス供与の経験の有無と関心の有無

■ ライセンス供与の経験のある企業は、全体の19%を占める。また、経験はないが関心がある企業は35.2%であり、合わせて半数以上（54%）の中小企業が、自社の知財のライセンス供与に関心があることがわかる。

ライセンス供与の経験の有無と関心の有無（全体）



【参考2-16】公的支援のニーズ

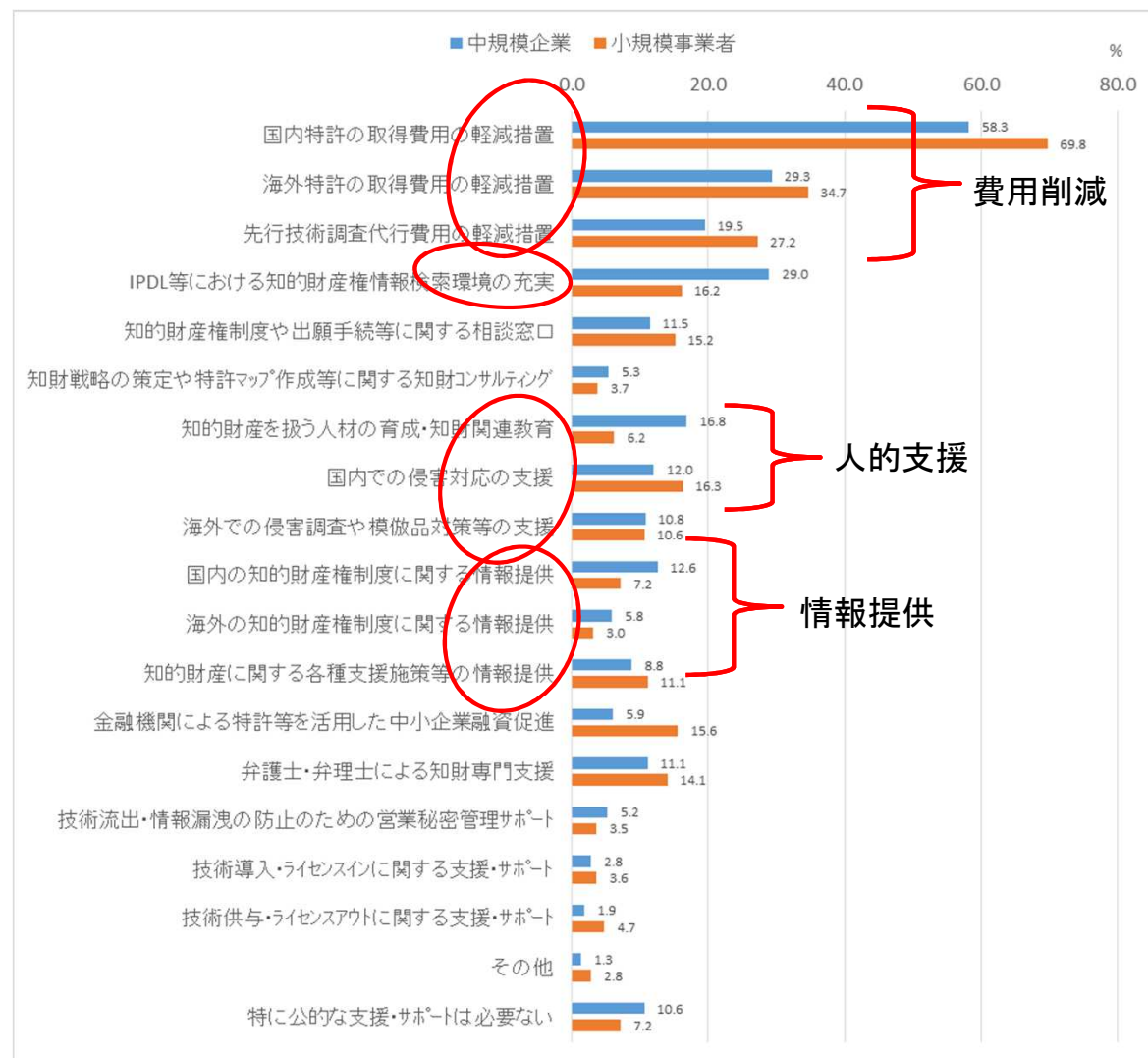
■ 中小企業が認識している課題と公的支援ニーズは対応している。また、知財活動の目的や課題は企業規模により相違がみられるが、これは支援ニーズにも反映されている。

■ 必要な公的支援・サポートとして、中規模企業及び小規模事業者で、「国内特許の取得費用の軽減措置」、「海外特許の取得費用の軽減措置」、「先行技術調査代行費用の軽減措置」といった費用の削減に関する項目の割合が高い。特に、小規模事業者で費用に関する支援が必要と回答した割合が高くなっている。

■ 一方で、「IPDL等における知的財産権情報検索環境の充実」、「国内の知的財産権制度に関する情報提供」、「海外の知的財産権制度に関する情報提供」、「知的財産に関する各種支援施策等の情報提供」といった情報関連の支援も、必要な公的支援として割合が高い。

■ 加えて、「知的財産を扱う人材の育成・知財関連教育」、「国内での侵害対応の支援」、「海外での侵害調査や模倣品対策等の支援」、「弁護士・弁理士による知財専門支援」といった教育、ノウハウ等の人的支援も、同様に、必要な公的支援として割合が高くなっている。

知的財産活動に取り組むにあたり必要な公的支援・サポート（規模別）

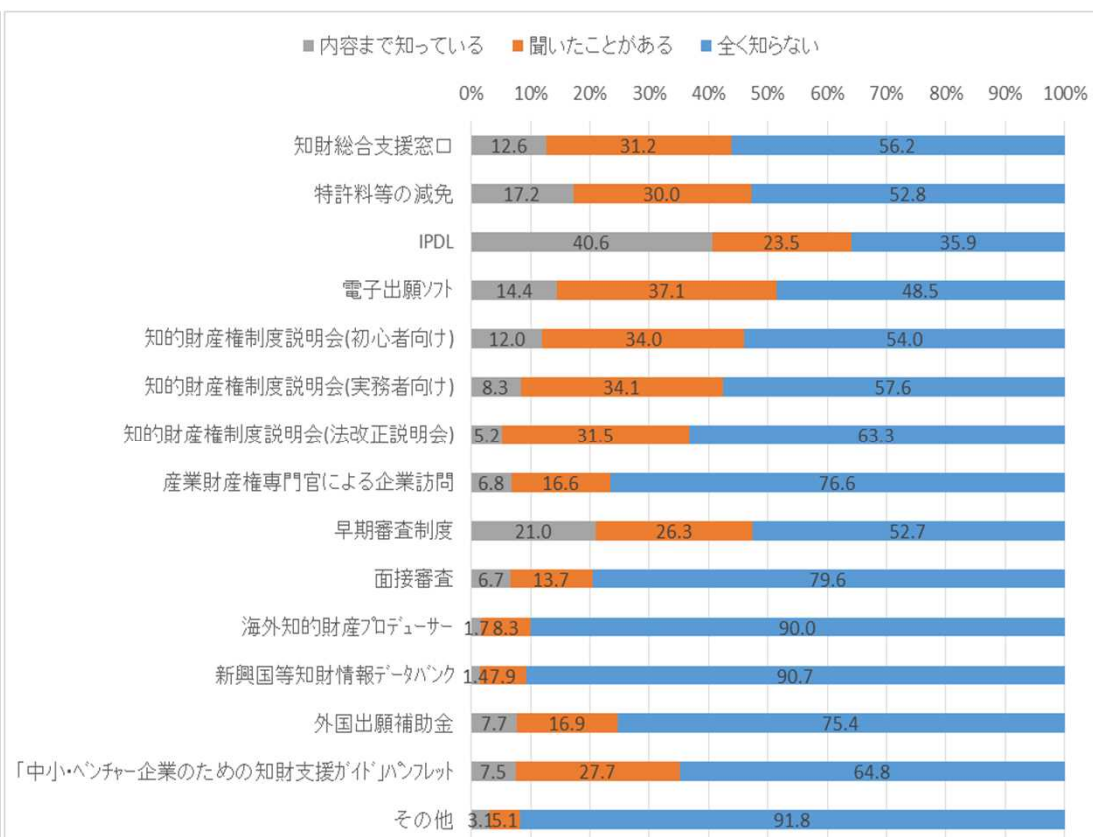
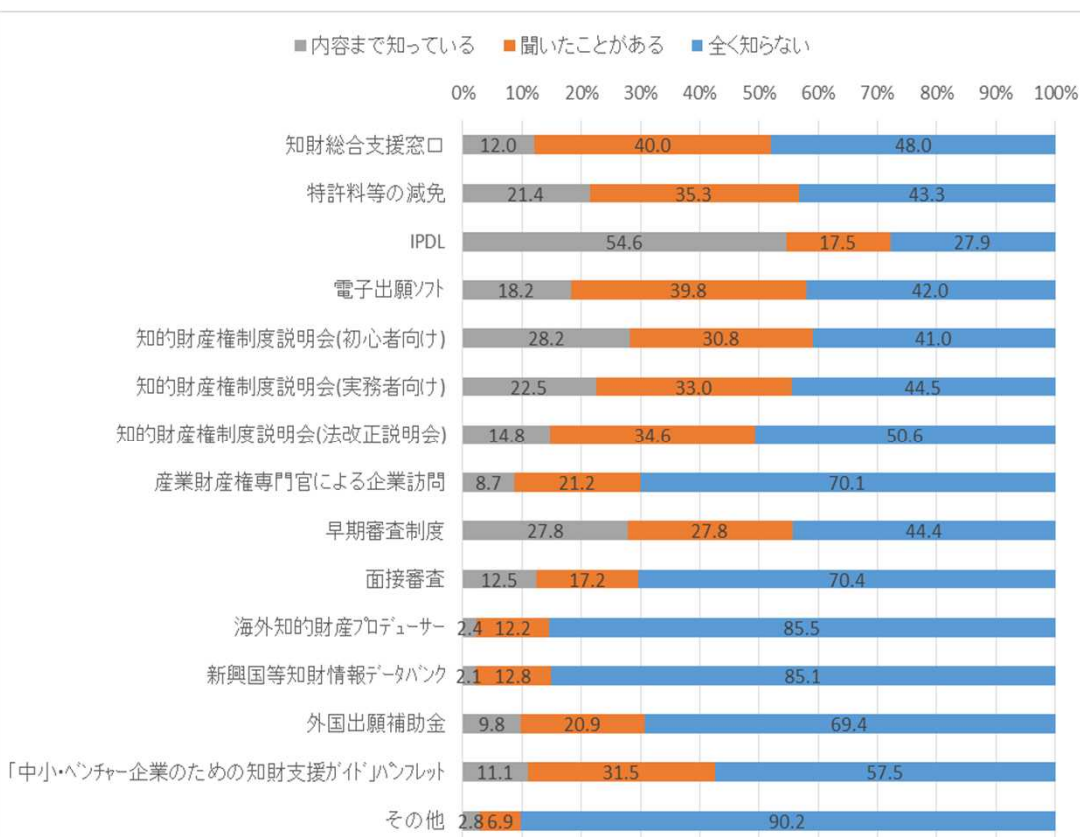


【参考2-17】中小企業支援策の普及の重要性(認知度)

- 特許庁が実施している公的支援の認知度は、中規模企業及び小規模事業者で、「知財総合支援窓口」、「特許料等の減免」、「IPDL」、「電子出願ソフト」、各種「知的財産権制度説明会」、「早期審査制度」で認知の割合が高くなっている。
- 他方で、「産業財産権専門官による企業訪問」、「面接審査」、「海外知的財産プロデューサー」、「新興国等知財情報データベース」の認知度は、特に、小規模事業者でその割合が低くなっている。

公的支援の認知度（中規模企業）

公的支援の認知度（小規模事業者）



3. 特許庁が提供する知財支援施策の現状

(主として「第1章2. 中小企業知財支援施策の歴史、概要及び評価」関連)

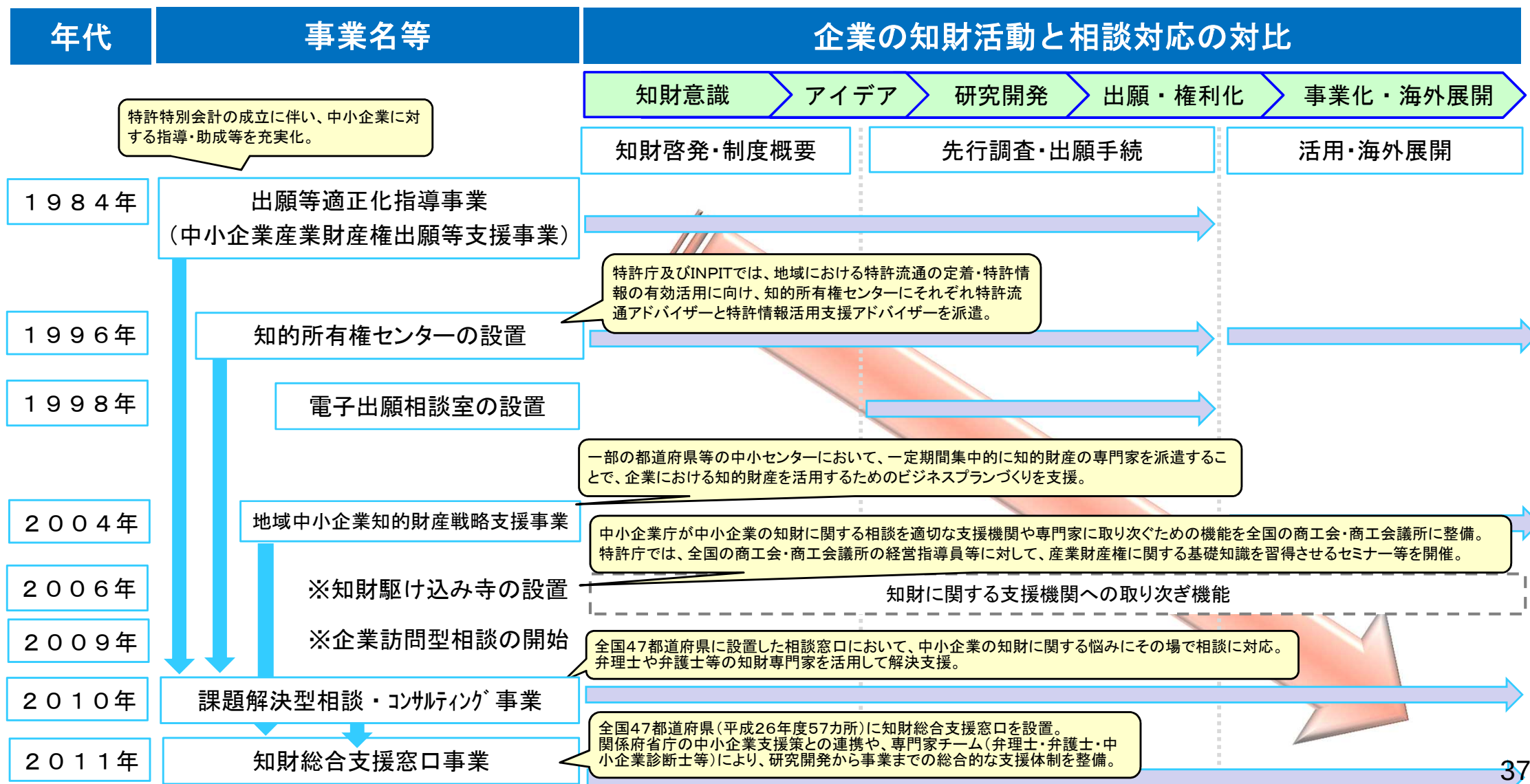
【参考3－1】主な支援策の全体像(特許庁関係)

※赤色が支援策で提供しているものを示す

		基盤的支援							海外展開・侵害対策							金融連携			地域振興・連携	審査					活用		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		特許料等軽減	知財総合支援窓口	知的財産権制度説明会	知財人材データベース	特許戦略ポータルサイト	事例集	先行技術調査支援(22年度終了)	海外知的財産プロデューサー	新興国等知財情報データベース	海外知的財産活用ポータルサイト	外国出願支援(補助金)	海外侵害対策支援(補助金)	模倣品・海賊版撲滅キャンペーン	海外セミナー(各経済産業局等)	金融機関向け知財セミナー	知財活用ビジネス評価支援	知的資産経営報告書作成支援	地域ブランド保護・活用支援	特許電子図書館(POL)	早期審査	面接審査	テレビ面接審査	事業戦略対応まとめ審査	知財マッチング	開放特許情報データベース	特許流通アドバイザー(22年度終了)
人材	人材育成																										
	助言																										
情報	普及啓発																										
	情報入手																										
資金	資金																										
その他																											

【参考3-2】知財相談窓口の経緯

- 知財に関する相談窓口事業は特許特別会計の成立に伴い、利用者に対するサービスの向上を図ることを目的として、当初は制度概要や出願手続等の権利取得に関する相談対応から開始。
- 現在は、権利取得のみならず、支援機関や知財専門家と連携した知財の活用(事業化や海外展開)まで一貫した支援を提供する体制の構築を推進。



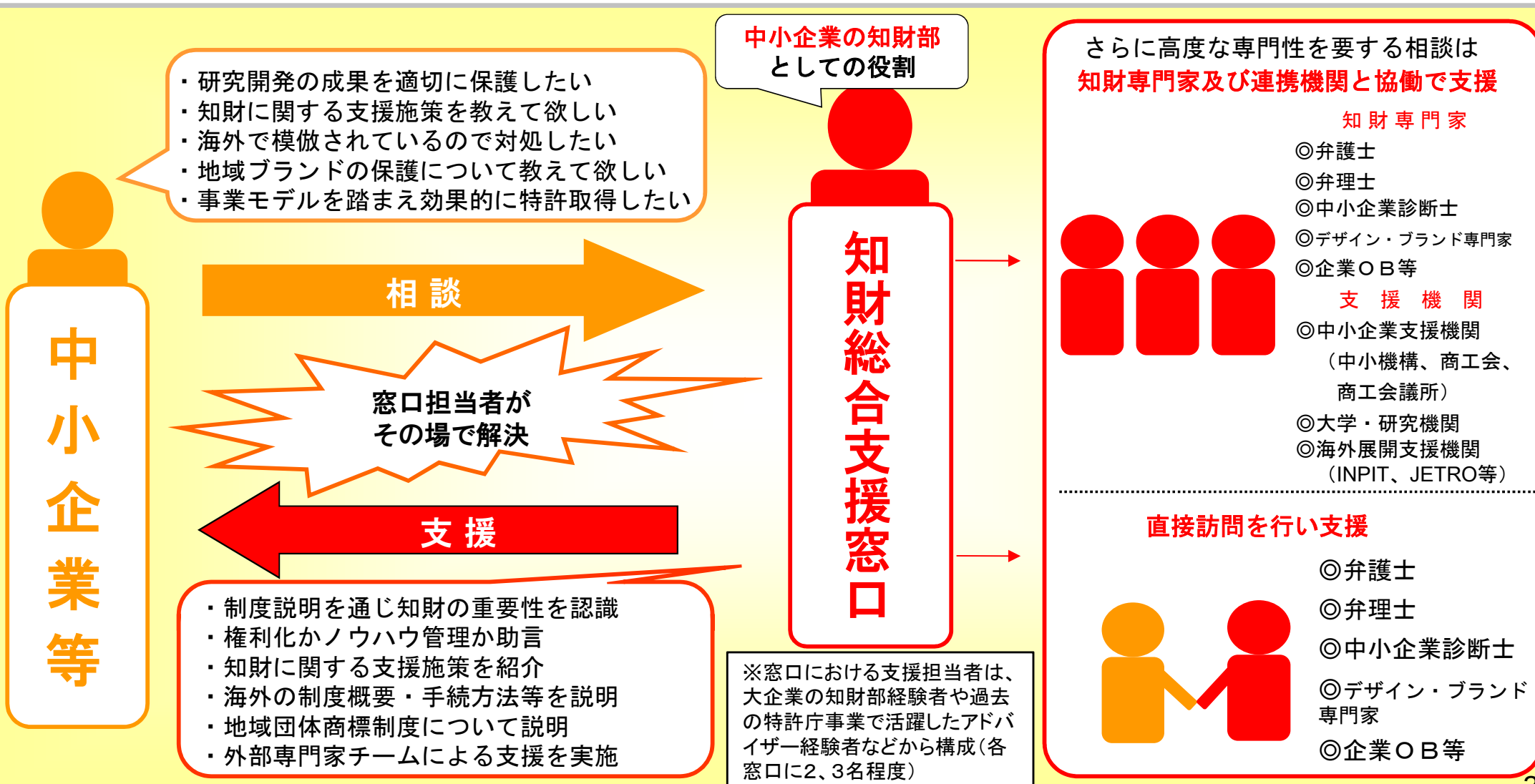
【参考3-3】知財に関する相談窓口の現状

- 知財に関する相談窓口は担当省庁や所管する法律、さらに企業等の活動状況に応じて複数の窓口が存在。
- 一方で、営業秘密に関する相談に対応する公的支援機関が存在していない状況。

種別	産業財産権四法				海外関係			営業秘密	産業財産権四法以外		知財全般				
									著作権	種苗法					
関係省庁	特許庁				経済産業省	財務省 税関	経済産業省	経済産業省	文化庁	農林水産省	—				
相談対応	INPIT (相談部)	知財総合 支援窓口	知財 駆け込み寺	外国相談室 ※25FYはAPIC (発明推進協会)	INPIT (海外PD)	経済産業省 ・JETRO	日本関税協会 知的財産情報 センター	経済産業省	著作権情報 センター	種苗管理 センター	日本 弁理士会	日本弁護士 連合会 (知財ネット)	発明推進 協会	知的資産 活用センター	中小企業基盤 整備機構
設置場所	東京	都道府県 (57地域)	市町村 (商工会・ 商工会議所)	東京	東京	東京及び 地方都市 (42地域)	東京	東京	東京	茨城等 地方都市 (7都市)	東京及び 地方都市 (9都市)	WEB受付	東京	東京	東京及び 地方都市 (10地域)
専門家活用 (士業)	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—	○
訪問支援	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
概要	産業財産権 四法に関する 一般的な相談 (主に依頼手 続等)に対応	アイデア段階 から事業展 開・海外展開 までの幅広い 知財に関する 相談に対応	知的財産に関 する相談につ いて支援機関 への取り次ぎ を実施	外国の知財制 度及び外国が 関係する国内 外の侵害対策 に関する相談 対応	海外進出先の 情勢に応じた 知的財産リス クやビジネス 展開に応じた 知財の権利化 及び活用方法 に関する助言	海外における 模倣品対策や 知財権の侵害 対応に関する 相談対応	水際取締りに 関する個別相 談に対応	不正競争防止 法及び知的資 産経営に関す る相談対応	著作権制度や 著作物の利用 に関する相談 対応	育成者権侵害 対策にかかる 相談対応や6 次産業化に向 けた新品種の 活用に関する 助言	【無料】 知財権(四 法)全般に関 する相談対応	【有料】 知的財産に関 する訴訟や法 律相談対応	【有料】 個別相談に対 する知的財産 コンサルティングサービス の提供	【2次相談から 有料】 知財活用(技 術移転・資金 調達・ベン チャー立ち上 げ等)を支援	【無料】 知的資産経営 の普及を含む 中小企業の経 営課題の解決 に向けた支援

【参考3-4】特許等取得活用支援事業(知財総合支援窓口)の概要

- 中小企業等が企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開、海外展開までの幅広い知的財産の多様な課題を、ワンストップで解決する身近な一元的な窓口を47都道府県に設置(平成26年度は57ヶ所)。
- 弁理士や弁護士などの専門家の活用や支援機関とも連携する等、中小企業の人材・資金不足を補完しつつ、解決が困難な高度な知的財産の課題等を解決。



平成24年度

■商品の開発段階から知的財産マインドの向上及び販売までを視野に入れた戦略的な意匠出願を支援するために、デザインコンサルタントや意匠活用のノウハウを有する弁理士を活用した個別支援を実施。

平成25年度

■中小企業における海外展開を知財面から強化するため、海外知財専門家を全国の窓口に派遣し、相談企業の海外事業展開に即した個別支援を実施。

■デザイン・意匠活用専門家派遣スキームを拡充、意匠・商標の戦略的活用に精通した弁理士等を活用し、相談企業の事業展開に即したデザイン・ブランド活用と保護に関する個別支援を実施。

平成26年度

■知財総合支援窓口の支援機能強化のため、日本弁理士会及び弁護士知財ネット（日本弁護士連合会）と協力し、知財の専門家（弁理士及び弁護士）を窓口に配置（弁理士は週1回以上、弁護士は月1回以上）。

■中小企業の知財の裾野拡大のため、これまで窓口を利用していない新規企業を訪問する新規企業の掘り起こし人材（企業OB等）として、「知財アドバイザー」を新設。

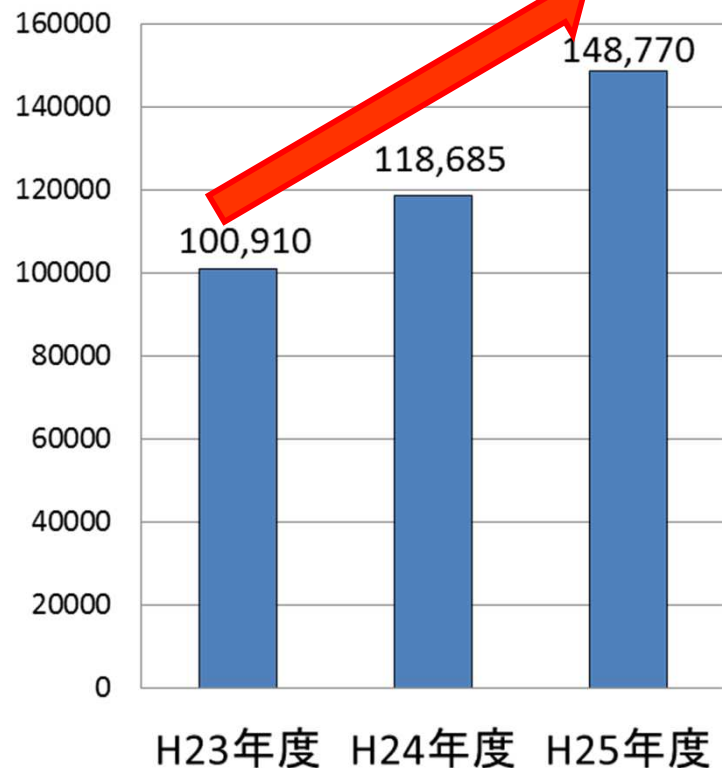
■中小企業における特許等の知的財産を活用した金融機関による融資に繋げる取組を促進するために、知財活用ビジネス評価及び知的資産経営報告書の作成支援を開始。

【参考3－6】知財総合支援窓口事業の実績

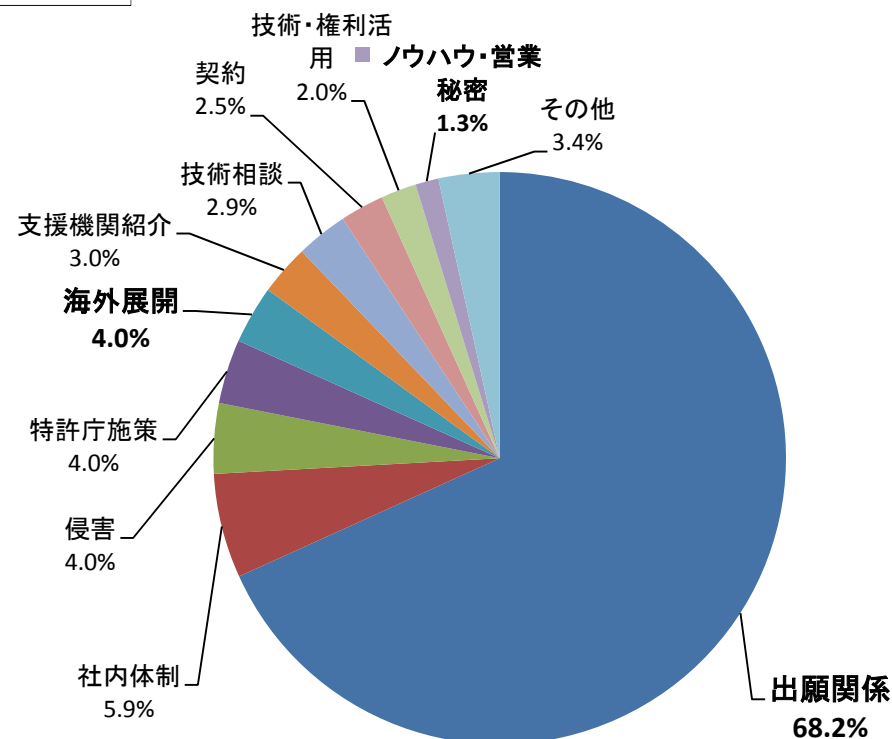
年度別実績（支援件数）及び支援内容

- 平成23年度から開始した知財総合支援窓口における支援件数は、**毎年度増加傾向**。
- 平成25年度においては、全体で148,770件となり、平成24年度と比較すると**約25%増加**。
(118,685件 → 148,770件)
- 支援内容は、出願手続や類似技術調査等、**出願関係の相談が大半(68%)**(24年度は70%)。ノウハウ、営業秘密保護に関する支援については1.3%(件数では24年度と比較し、25%増加)。海外展開支援(海外出願、模倣・侵害対策、海外企業との契約等)は4%(24年度は3%)。

支援件数実績

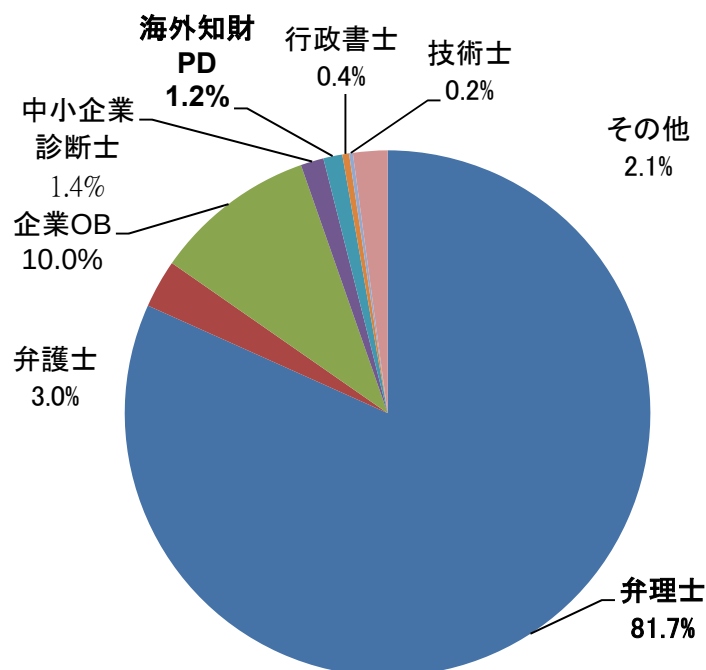


支援内容



- 窓口で活用する専門家は、出願関係の支援が多いことから**弁理士が約82%で大半**を占める。弁護士（技術移転の契約関連支援等）や中小企業診断士（補助金申請、販路開拓支援等）の活用は24年度と同程度で推移。
- 海外展開に関する相談は、海外知財に詳しい専門家（弁理士・弁護士）やINPITが派遣する海外知財PDと協働で支援（海外知財PD連携実績 71件、海外知財専門家による支援 25件）
- デザイン・ブランド活用支援の強化のため、デザイナーや意匠・商標を専門とする弁理士等も窓口へ派遣（ブランド・商標支援 44件、デザイン・意匠支援 77件、ブランド・デザイン協働支援 2件）

活用専門家種別



専門家を活用した支援事例

・弁理士による自社技術の製品化支援

自社技術の開発・販売を目指す下請型中小企業に対し、弁理士による支援を実施。実用新案権の取得のため、出願書類の作成方法の助言を行うとともに、自社のオリジナル技術のカタログへの掲載など販売促進のためのアドバイスも実施。

・弁護士による侵害対応支援

競合他社による相談者保有特許の侵害と思われる商品への対応について、弁護士を派遣して警告書の作成等の指導を行い、侵害品の製造・販売の停止、和解契約の締結に至った。

・意匠・デザイン専門家による支援

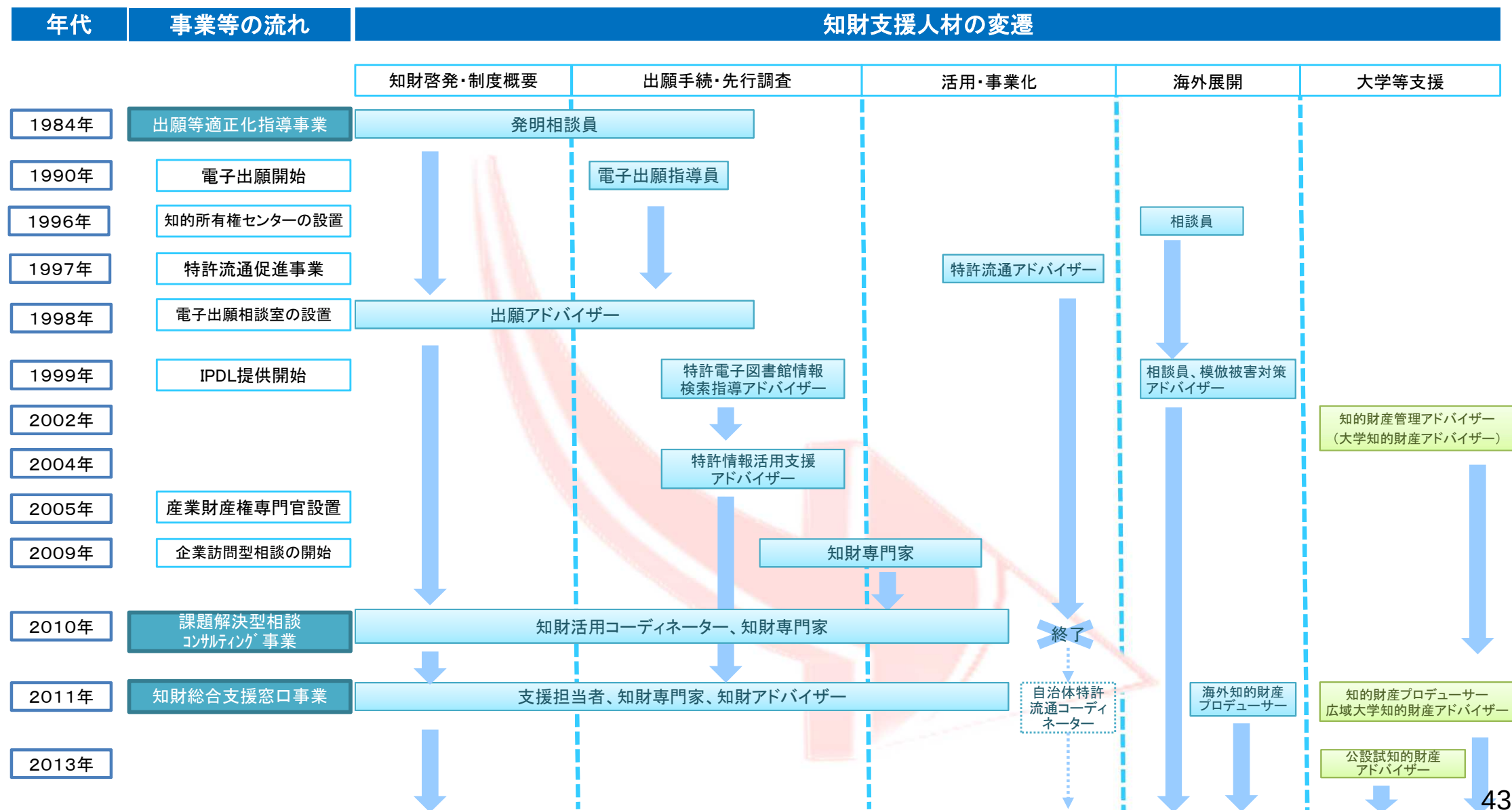
意匠を専門とする弁理士を派遣して製品の権利化支援を行うとともに、煩雑な商品デザインの整理のためデザインコンサルタントによる指導を実施。

・海外知財PD、海外知財専門家による支援

韓国企業に対する製造委託に関する相談について、海外知財PDを派遣し海外企業との取引におけるリスクの説明など安全なビジネス展開を図るためのアドバイスを行った。併せて海外知財専門家を派遣し、ノウハウ技術を保護するための方策や契約書の作成指導を実施。

【参考3-8】知財支援人材の変遷

- 知財支援人材による支援は、当初は制度概要や出願手続等の権利取得に関する相談対応から開始。
- その後、環境変化等に即した支援を適時に提供(拡充)し、現在は、権利取得のみならず、知財の活用(事業化や海外展開)まで一貫した支援を目指した知財支援人材の提供を推進。



【参考3-9】特許庁及びINPITが提供する知財支援人材の現状【一覧①】

- 知財に関する相談をワンストップで受け付け、他の支援機関等とも協力しながら、迅速な解決を図る体制を構築するべく、必要な知財支援人材を提供。
- それに向けて、平成26年度からは知財総合支援窓口に知財専門家を配置するとともに、相談者を待っているだけでなく、知財の意識のない中小企業を積極的に訪問して気づきを与える知財アドバイザーの派遣を開始。

中小企業向け知財支援人材一覧

知財支援人材	特許庁					INPIT	(参考)東京都	
	知財総合支援窓口(23fy～)			産業財産権侵害対策等支援事業(23fy～)		⑥海外知的財産プロデューサー(23fy～)	相談員 (知財戦略AD、知財AD、知財情報AD、サポートAD)	知財専門家
	①支援担当者	②知財専門家 弁理士・弁護士等	③知財 アドバイザー	④相談員	⑤模倣被害対策 アドバイザー			
支援対象	中小企業			中小企業		中堅・中小企業	中小企業	
支援場所*	47都道府県(窓口)		全国(訪問)	東京		東京、全国(訪問)	東京	
支援内容	全般	高度な専門的助言	掘り起こし	海外関係		海外関係	全般	高度な専門的助言
種別	待受常駐	待受訪問 待受常駐 ※弁理士週1以上 ※弁護士月1以上	積極的訪問	待受常駐	待受非常駐	待受訪問 出前講座	待受常駐 最長3年のハンズオン支援	
主な経歴	企業知財部 特許流通AD等	弁理士、 弁護士等	企業知財部 弁理士等	企業知財部 発明協会職員	弁理士、弁護士、外国法事務弁護士等	企業知財部等(海外駐在経験有)、弁護士	企業知財部	弁理士 弁護士
人数 (26fy)	のべ152名	常駐弁理士： のべ188名 常駐弁護士： のべ76名	随時委嘱	制度相談：3名 侵害対策相談：1名	弁理士：23名 弁護士：13名 その他：9名	7名	—	—
実績 (25fy)	148,770件	訪問型：6,072件 常駐は26fy～	— (26fy～)	制度相談 605名 侵害対策相談 217名		支援企業等：233者 講演等：84回	—	
概要	アイデア段階から事業展開・海外展開までの幅広い知財に関する相談に対応。 *電話・メール等による相談対応除く支援する場所		知財を有効に活用できていない中小企業等を発掘し、知財の活用意識の浸透を支援。	外国の制度及び運用に関する相談業務と外国が関係する国内外の侵害対策に関する相談業務を行うとともに、外国産業財産権制度に関するセミナー等の開催を毎年行う。		海外進出先の情勢に応じた知財リスクやビジネス展開に応じた知財の権利化及び活用方法に関する助言。海外ビジネスにおける知財面でのリスクや活用手法等の情報提供。	中小企業の知財の創造・保護・活用の促進に向けた相談業務。(普及啓発事業、助成事業と合わせた3つの主要事業のひとつ)	

*電話・メール等による相談対応除く支援する場所

【参考3－10】特許庁及びINPITが提供する知財支援人材の現状【一覧②】

- 地域（大学・自治体（公設試））に対しては、知財支援人材を派遣し、一定期間（長期間）常駐させ、長期的プランのもと総合的な支援を実施。
- 対象が限定的である大学・自治体（公設試）向け支援においては、最終的に知財活動の自立化が図られることを目標に、体制構築や地域のネットワーク構築活動、職員の知財マインドの醸成等の支援も実施している（**地域の大学や自治体が、国に依存せず自立した知財活動を行えるようになることを重視**）。

地域（大学・自治体（公設試））向け知財支援人材一覧

知財支援人材	INPIT		特許庁
	⑦知的財産プロデューサー（23fy～）	⑧広域大学知的財産アドバイザー（23fy～）	⑨公設試知的財産アドバイザー（25fy～）
支援対象	公的資金が投入された 大学・研究開発コンソーシアム	大学	公設試
支援場所	大学・研究開発コンソーシアム（常駐）	大学間ネットワーク（常駐）	公設試（常駐）
支援内容	知財保護・活用	知財体制整備・保護・活用	知財活用
種別	派遣先常駐のハンズオン	派遣先常駐のハンズオン	派遣先常駐のハンズオン（最長3年）
主な経歴	企業知財部	企業知財部	企業知財部
人数 (26fy)	22名（31箇所）	8名（13ネットワーク）	5名（5箇所）
実績 (25fy)	20名（29箇所）	8名（8ネットワーク）	5名（5箇所）
概要	革新的な研究成果の創出が期待される公的資金が投入された大学・研究開発コンソーシアムに知財マネジメントの専門人材である知的財産プロデューサーを派遣し、知財の視点から出口・活用を見据えた戦略の策定等を行う。 大学等から創出される有用な技術を実際に捕捉して、適切な権利保護・活用を行える仕組みづくりを広域で推進するため、複数の大学等で構成される広域ネットワークへ、大学の知的財産管理に関する専門家を派遣し、体制構築・強化等を行う。 知財専門人材を派遣し、①地域イノベーションの創出、地域産業の振興、②知財管理活用体制の強化、③関連技術情報等の情報提供等を行う。		

大学・自治体（公設試）の知財支援においては、地域の機関や人材とのネットワークの構築・連携強化や職員の知財マインドの醸成等を通じ、国による知財支援人材に頼らない自立した活動が行われることを意識した支援の取組を実施。

【参考3-11】知財支援人材の育成の現状

- 知財支援人材による支援の質・効果は、人材そのものの質に直接的影響を受けるため、質の確保・向上が重要。
- INPITにおいては、自治体等の知財担当者に対する研修を提供しているほか、特許庁では、事業を通じた担当者への研修を実施。
- 地域の経済産業局によっては、中小企業支援者（中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関（認定支援機関））に対し、知財マインド向上を目的としたセミナー等を実施し、中小企業支援人材と知財支援の結びつき強化を開始。

中小企業向け知財支援人材の育成例

INPITにおける 知財支援人材育成

地域の施策立
案者をスキル
アップ

対象者	研修名等	場所	25年度実績		研修概要
			回数	のべ受講者数	
政府関係機関、地方自治体、公的研究機関等における知財担当者	知的財産権研修[初級]	東京	4回	161名	知財に関する業務経験が比較的浅い者を対象に、当該業務を遂行するために必要な知財の基礎的知識を習得する研修
	知的財産権研修[産学官連携]	東京	1回	49名	知財制度の概要について知識を有している者を対象に、当該業務を遂行するための知識・能力の一層の高度化を図る研修

支援事業における 知財支援人材育成 (知財総合支援窓口)

知財支援人材
をスキルアップ

対象者	研修名等	場所	25年度実績		研修概要
			回数	のべ受講者数	
支援担当者	知財総合支援窓口 窓口担当者研修	東京	2回	289名 前期146名 後期143名	事業成果をより高めることを目的として、窓口支援に携わる人材が、中小企業等の事業活動の中で抱える知的財産に関する様々な課題に対して、適切な解決等が行えるよう知見や支援手法を養うことを目的とした研修を実施

地域における 知財支援人材育成 (関東経産局の例)

中小企業支援
者に知財意識

対象者	研修名等	場所	25年度実績		研修概要
			回数	のべ受講者数	
認定支援機関	認定支援機関 向けセミナー	栃木、茨城、群馬、東京、 神奈川、新潟、千葉、長野、 埼玉、山梨、静岡	各1回 (計11回)	316名	多くの中小企業の経営相談に対応している認定支援機関が、経営支援の中で知財に係る中小企業の経営課題を見出し、知財総合支援窓口等の紹介などができるようにするべく、認定支援機関に対し、中小企業経営における知財の役割(働き)等を教示

【参考3－12】知財金融の実態（総括）

- 知財による資金調達ができた企業においても、知財を担保とした融資の実績は少ない。
- 中小企業の場合には、資金調達の対象となった知財は特許権が多い。金融機関が中小企業の成長に関わりが大きい要因である特許や技術を評価しようとしていることがうかがえる。
- 他方で、多くの金融機関は知財を評価できる専門的人材がいないため、融資につながっていない。

金融機関による中小企業への融資の際の
評価項目（61項目）の優先順位

優先順位	評価項目
1	会社経営に対する使命感・責任感
2	主力金融機関であるかどうか
3	経営管理能力
4	経営計画・事業計画の有無
：	
8	同一製品・技術分野における優位性
：	
36	技術的な参入障壁の高さ
：	
45	知的財産権の保有数
58	知財の経済的価値
59	他社へのライセンス実績
60	基本特許に近いかどうか
61	知財の年間出願数・登録数

金融機関内部に
知財を評価でき
る専門人材が
不足しており、
評価できない
状況

特許権への金融機関による質権設定状況
(2014年4月現在)

金融機関	与信額 ()内は中小企業への与信額	与信額 に占める割合
政府系 金融機関	101.1億円(89.6億円)	23.6%
メガバンク等	171.5億円(140.6億円)	40.0%
地銀・ 第二地銀	132.0億円(127.5億円)	30.8%
信用組合・ 信用金庫	24.1億円(23.6億円)	5.6%
与信額合計	428.6億円(381.3億円)	100.0%

＜出典＞金融機関から見た企業の知的財産を活用した資金調達に関する調査研究
(平成24年度特許庁調査)

＜出典＞特許庁調べ

※質権設定には、根質権、共同質権を含む。

※質権と根質権に設定された債権額、債権極度額を与信額として集計。

【参考3-13】中小企業の知的財産を活用した融資事例①

■ 調査会社の知財・技術評価をつかって、民間金融機関が知的財産担保融資を実施している事例

豊和銀行（大分県）の取組み

- 豊和銀行が提携した調査会社（（株）パテントファイナンスコンサルティング）に知財担保融資を検討している中小企業の特許・技術の評価を外部委託。
- 評価額の50%を上限として融資。評価にかかる費用（30万～100万円）は中小企業側の負担。
- 融資案件が不良債権になった場合は担保とした知財の売り先を調査会社が紹介（制度創設：2011年9月6日）。

<参考>

（株）パテントファイナンスコンサルティングの
豊和銀行等の金融機関との提携による実績

（2014年4月時点）

- 融資実績 23件
内訳：商標権 60%
特許権 25%
著作権等 15%
- 融資実績額 約51億円

特許権・商標権・実用新案権・意匠権・著作権等を保有の皆様へ

知的財産担保融資ご案内！

特許権
商標権
実用新案権
意匠権
著作権

知的財産担保融資とは

お客さまがお持ちの権利化した特許権、商標権、実用新案権、意匠権および著作権等の知的財産権について、豊和銀行指定の外部評価会社による評価を受けただき、その知的財産権に担保権を設定し、評価額の一定割合の範囲内で融資を行うものです。

※外部評価会社について

会社名	株式会社パテントファイナンスコンサルティング	資本金	600万円
代表者	代表取締役 日野 隆二	所在地	東京都港区赤坂2-7-26 フジビル2階
設立	2004年1月9日		

「知的財産・技術・ノウハウ」に対する第三者の客観的評価を得ることで…

- ・ 対外的信用力の向上につながるのでは？
- ・ 不動産以外の資産として、金融機関の評価・融資にプラスになるのでは？
- ・ 数値化することで、今後の経営戦略に活かせるのでは？

知的財産権の評価実績

種 別	評価評価の概要	評価費用	融資額上限
スタンダード版	・ 知的財産の権利性のデューデリジェンス・類似特許調査 ・ 技術や製品の市場性、競合との比較優位性 ・ 市場性等を踏まえた知的財産権価値評価	100万円前後 （交通費・担保設定費用は別途） 評価期間 約3週間	評価額の50%
簡 易 版	・ 所有知的財産の一覧表 ・ 技術や製品の市場性の簡易調査 ・ 知的財産権の簡易価値評価	300千円（概別） （交通費・担保設定費用は別途） 評価期間 約2週間	評価額の30%

※ 評価費用はお客さまのご負担となります

評価の手順

初回訪問（電話と面談） → 融資保持契約（資料受領） → 業務契約締結（評価開始） → 知財評価の作成 → 知財評価報告書納品（説明） → 評価手数料の請求

融資実績

- 対象となるお客さま／大分県、福岡県、熊本県内に本社または支店を有し、特許権等の知的財産権を有している法人もしくは個人事業主の方。（業種は問いません）
- 融 資 金 額／原則、知財担保評価額に対し、スタンダード版：50%、簡易版：30%を上限とします。
- 融 資 期 間／原則、1年以上。
- 担保設定／原則、知的財産権に担保を設定させていただきます。
- そ の 他／上記以外の条件につきましては、お客さまの事業内容、事業計画等をうかがったうえで、個別にご相談させていただきます。なお、本融資のご利用に際しては、銀行所定の審査が必要となりますので、予めご了承ください。

■ 公的機関が調査会社に技術力・経営力等の評価書を作成させて、銀行に融資を促している事例

公益財団法人ひょうご産業活性化センター（兵庫県）の取組み

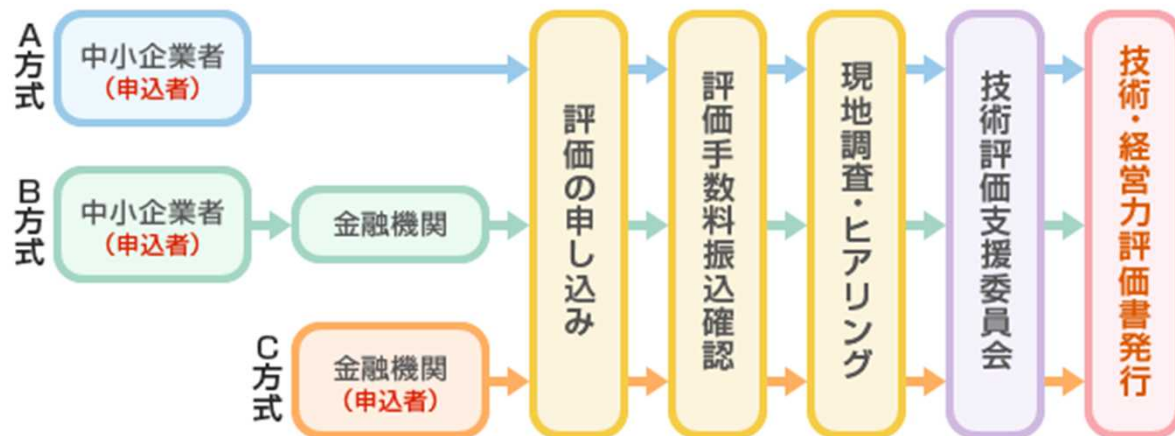
- 中小企業の技術力・ノウハウや成長性・経営力を評価した評価書を発行することで、企業価値のアピールや円滑な資金調達を支援する取組を実施。
- 評価書では、技術・製品・サービスだけでなく、将来性や経営力を含む総合的な事業を評価。

※ 中小企業・金融機関からの申し込みにより、センターが提携している調査会社が評価書を作成。

評価に係る費用（10万～20万円）の3割をセンターが補助。

＜制度創設2005年7月から2014年3月末までの実績＞

- 評価報告書発行数 837件
- 融資実績 538件
- 融資実績額 約137億6000万円
- 制度利用金融機関 15行



センターへ直接申し込む方法（A方式）と金融機関を通じて申し込む方法（B方式）あり。
金融機関には、中小企業の同意を得てセンターに申し込む方法（C方式）がある。

評価書の活用方法

中小企業は

- ・ 自社の強み、弱みを確認できる。
- ・ 取引先や金融機関に対して、技術・製品・サービスをアピールできる。
- ・ 事業の方向性をチェックできる。
- ・ 事業改善のヒントが見つかる。

金融機関は

- ・ 取引先の事業実態がわかり、技術・製品・サービスなど事業内容の価値判断の参考となる。
- ・ 取引先の抱える問題点が明らかになり、事業改善に向けた支援の基礎資料となる。
- ・ 融資判断の参考資料になる。

【参考3-15】中小企業の知的財産を活用した融資事例③

■ 政府系金融機関が知財・技術・ノウハウを内部評価し、融資をしている事例

日本政策金融公庫の取組み

新規開業資金等（国民生活事業）

- 他企業で利用されていない知的財産権に係る技術を利用して行う新事業等、技術・ノウハウ等に新規性がみられる方の設備資金に特別利率で融資

新事業育成資金（中小企業事業）

- 外部専門家で構成される成長新事業育成審査会から、事業の新規性・成長性について認定を受けた方等に特別利率で融資
- 他企業で利用されていない知的財産権に係る技術を利用して行う新事業等については、審査会の認定を省略できる場合あり

資本性ローン制度（国民生活事業／中小企業事業）

- 新事業等に取り組む中小企業の財務体質強化を図るため、無担保・無保証、長期一括償還等の特徴を有す、資本性の資金を提供

知的財産権を利用して新事業を行う 中小企業向け特別貸付の融資実績

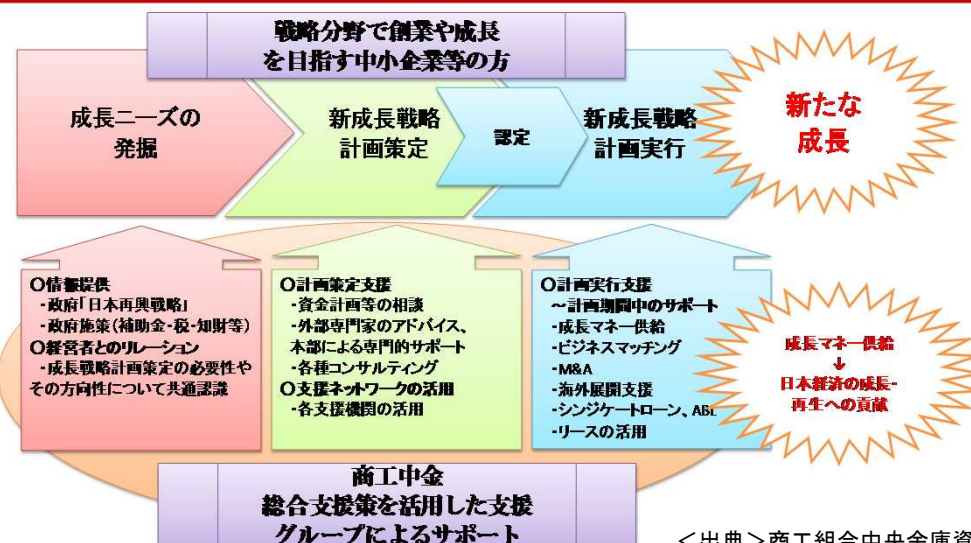
平成23年度	370社	131億円
平成24年度	421社	162億円
平成25年度	547社	214億円

※新企業育成貸付（国民生活事業）のうち知的財産権を利用した新事業向け融資実績と、新事業育成資金（中小企業事業）のうち知的財産権を利用した新事業向け融資実績を合算したもの

商工組合中央金庫の取組み

成長・創業支援プログラム

- 成長戦略分野で成長を目指す中小企業等に対して、構想段階から関与し、情報提供やコンサルティング等により計画策定を支援。
外部委員も参加する委員会等で技術や成長性・事業性等を評価し、「新成長戦略計画」として認定。計画実施に必要な資金について、低利融資制度等にて資金を融資。更に計画の実効性を高めるため、ビジネスマッチング等のさまざまなソリューションも提供。



<出典> 商工組合中央金庫資料

【参考3－16】中小企業の知的財産を活用した融資事例④

■ 知的資産経営報告書を融資審査の資料として活用している事例

※知的資産経営報告書はビジネスや人材、組織、取引先等の知的資産を「見える化」したものの。その中小企業の「強み」を外部にPRすることができるようになり、金融機関にとっては融資を検討する際に非財務情報を把握することが可能となる。

但陽信用金庫の取組み

2009年度より、ひょうご産業活性化センターとの共同で「知的資産経営セミナー」を開催し、中小企業の「知的資産経営報告書」作成支援を継続

- セミナー参加企業数 379社（2009年4月から2014年5月末までの実績）
- 「知的資産経営報告書」作成企業数 99社（同上）

飯能信用金庫の取組み

但陽信金の取組を横展開する際の課題等を確認するため、2012年度、経済産業省（知的財産政策室）と（独）中小企業基盤整備機構と連携して、「知的資産経営専門セミナー」の実践テスト事業を実施。8社参加し、「知的資産経営報告書」作成を支援。

さらに、2012年度の取り組みを独自で実施し、2013年度には、個別の7社に対して「知的資産経営報告書」の作成支援を実施した。

＜知的資産経営報告書を作成した企業からの声（概要）＞

企業	△社(大阪府・超精密金型製造)	▲社(奈良県・製造業)
意識した開示先	社員・新規開拓先・金融機関	新規開拓先・金融機関・社員(新入社員、事業承継等)
作成の背景・経緯	財務諸表以外の幅広い知的資産が企業の強みと理解し、中小企業診断士の指導の下作成	中小企業団体中央会からの声かけで、中小企業診断士の指導の下作成
効果のあった先と受けた評価	経営者自身の気づき、考えの整理ができた。経営理念と毎年の経営管理指数の間をつなぐものとして、中期で「だから、こちらの方に向かっている」という意識共有ができた。 <u>会社の強みが最終製品のモノではなく加工技術であり説明しにくい、報告書によってこういう価値を御社にもたらしめると説明できる。</u>	特に新規顧客開拓で効果を実感、引き合いにもつながっている。多数印刷して、展示会でも配布。鹿児島で予定する新工場の住民説明会でも配布。しっかりした会社、情報をオープンにする会社との好意的な評価を得ている。
金融機関向け意識	ビジョンを持っている、きちんとした報告書を作成している、公的機関のHPに掲載されている点が評価を受けた。 優良企業として金利優遇にもつながっている。	金融機関での融資にも効果があるように感じる。 <u>事業内容が正確に伝わるし、形になっているため、審査の資料として有効な様子。</u>

【参考3-17】中小企業の知的財産を活用した融資事例⑤

- 地方公共団体が中小企業の知的資産経営報告書を有識者に評価・認証させ、認証企業に融資をしている事例

京都府の取組み

- 知的資産経営報告書を有識者による評価※を行い、一定水準以上の評価を得た企業を知的資産経営に取り組むモデル企業として認証。（「知恵の経営」実践モデル企業認証制度、平成20年度創設）
- 京都府による認証企業への低利融資。

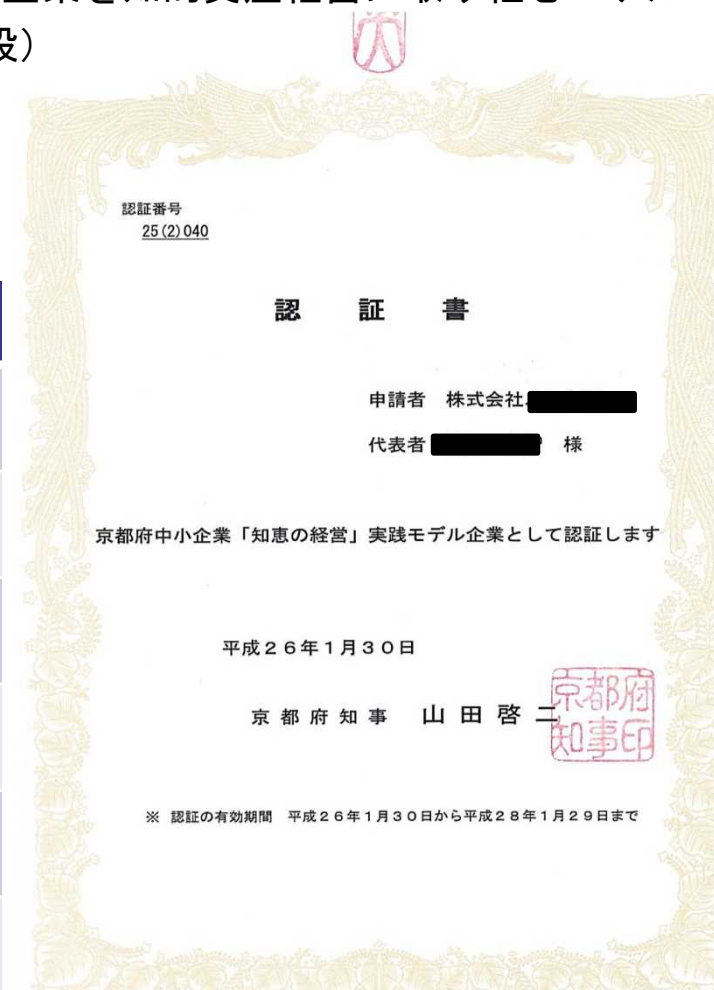
※「知恵の経営」に係る評価意見聴取会議を京都府と京都発明協会で共同設置し運営。

※ 融資については、11の金融機関が担当。

「知恵の経営」推進融資の概要

- 融資対象：「知恵の経営」実践モデル
認証企業・組合
- 限度額：5億6,000万円
- 融資利率：1.9%以内
- 融資期間：運転資金10年以内、
設備資金15年以内
- 担保等：原則無担保とし、連帯保証人
または保証協会の保証が必要

	認証企業数
20年度	9社
21年度	15社
22年度	27社
23年度	22社
24年度	33社
25年度	21社



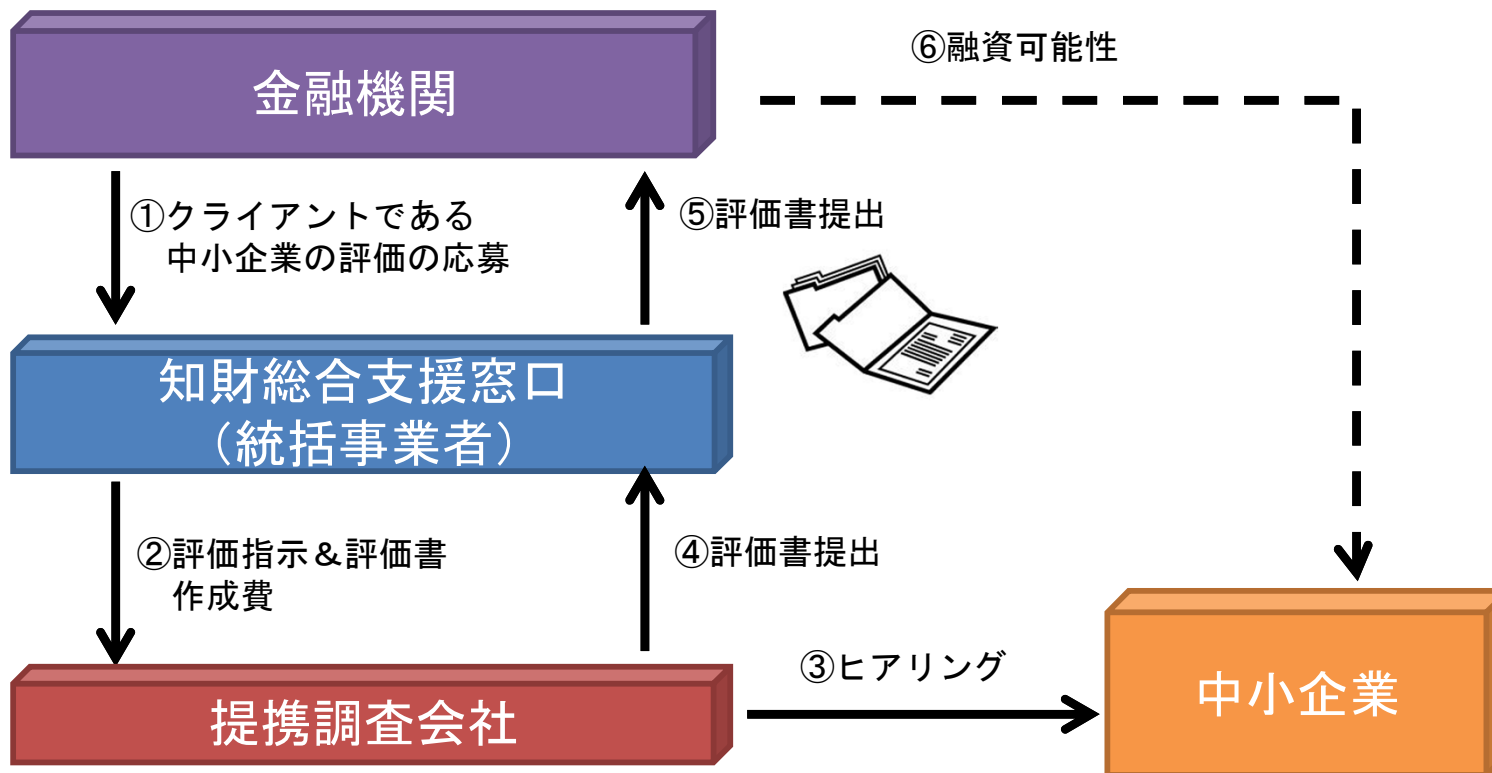
金融機関と連携する中小企業に対して、「知財ビジネス評価書」を作成。調査会社の紹介や評価書の作成費等を支援。

※評価書作成のための金融機関・中小企業の費用は無料

<目的>

- 一部の金融機関や中小企業支援機関※では、中小企業の特許等の知財を活用したビジネスを適正に評価できる調査会社に評価書を作成させることで融資につなげている例あり。
- このような取組みを全国に普及し、知財に注目した融資の促進を図る。

※大分県豊和銀行や兵庫県の（公財）ひょうご産業活性化センターの取り組み



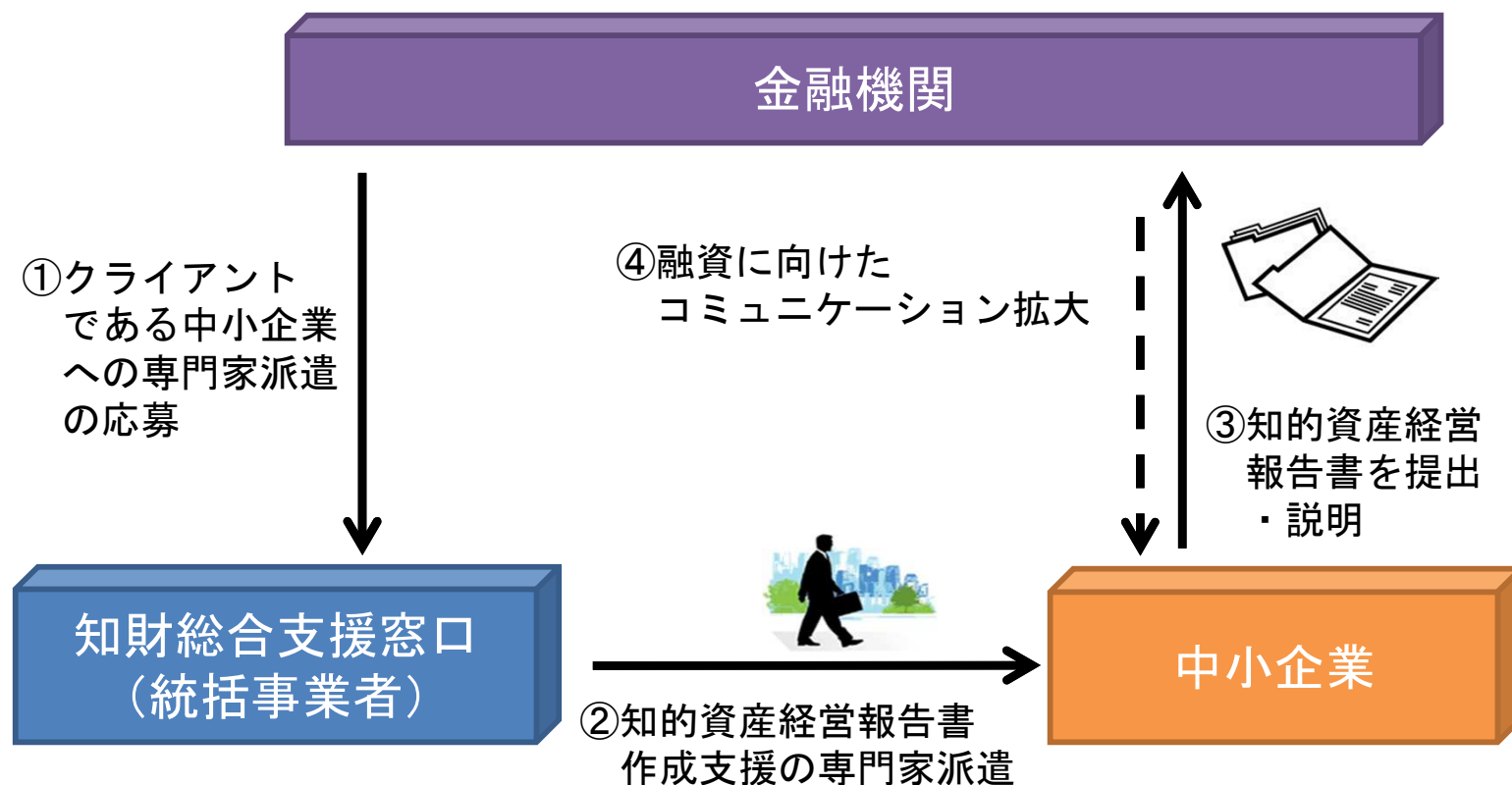
※複数の調査会社と提携

実施概要

- 年2回公募(6月、9月を予定)
- 金融機関において評価書を具体的に融資の判断に活用する意図がある等の支援事業の趣旨が十分に理解されている案件を採択(35件程度採択予定)
- 評価書は、作成する提携調査会社によって調査手法や調査項目、納期にかかる期間等が相違
- 金融機関は応募の際に、募集要領で提示された各提携調査会社の評価の情報から融資の判断に使いたいと思う会社を指定
- 採択案件の分析や別途金融機関との協力事業等の実施も検討

金融機関と連携する中小企業が、知的資産経営報告書を作成。作成に要する専門家派遣費用等を支援。
※報告書作成のための金融機関・中小企業の費用は無料

- 地域密着型融資（リレーションシップバンキング）を促進するため、金融機関はクライアントの企業情報やコミュニケーションの拡大を必要としており、そのツールとして「知的資産経営報告書」に注目している金融機関が存在。
- この取り組みを推進するため、知財総合支援窓口（統括事業者）から派遣された専門家が中小企業の知的資産経営報告書を作成し、その中小企業の特許等の産業財産権をつかったビジネス等の知的資産の「見える化」を支援。



実施概要

- 年2回公募（6月、9月を予定）
- 金融機関において報告書を具体的に活用する意図がある等の支援事業の趣旨が十分に理解されている案件を採択（20件程度採択予定）
- 専門家を中小企業に数回派遣し、経営者等と意見交換しながら作成を支援
- 専門家は知的資産経営報告書作成の十分な実績のある者を選定
- 作成される報告書は（独）中小企業基盤整備機構の「中小企業のための知的資産経営マニュアル」2012年5月改訂版に準拠

【参考3-20】海外知財関連支援策の概要と課題（全体像）

- 支援の提供ソースが多々あり、出願や係争等関連情報が集約されておらず、一元的な情報提供が課題。
- 海外知財リスク関連情報提供、権利取得等の予防的支援から、侵害の発生や訴えられた場合の対応等一気通貫の支援が必要。

権利の取得から行使までの一気通貫の支援

情報収集

事業検討

事業化・権利化

事業展開（侵害対策）

（1）海外知的財産プロデューサー

【内容】①中堅・中小を中心とした企業等に対し、戦略的な権利取得、管理・活用等を個別支援。
②海外進出日系企業の海外現地調査による情報収集や、セミナーを通じた海外知的財産マネジメントに関する情報発信。
【体制】 海外知的財産プロデューサー 7名（民間企業等での海外駐在経験のある知財専門人材）
海外知的財産アドバイザー 2名（民間企業出身の知財専門人材を採用予定）
【利用状況】①（支援件数）23年度：112者 24年度：191者 25年度：233者 ②（講演等） 23年度：21回 24年度：86回 25年度：84回

（2）新興国等知財情報データベース

【内容】各国の知財実務情報を幅広く提供
東アジア、ASEANを中心に掲載
【掲載件数】692件（2014.3末現在）

（3）海外知的財産活用ポータルサイト

【内容】「知的財産」を海外ビジネスで活用
したい人に役立つ情報を発信
【情報】①海外知的財産プロデューサーによる
企業の海外進出支援
②海外知的財産活用講座
③国際知的財産活用フォーラムの開催

（4）海外セミナー（各経済産業局等）

【内容】企業向け海外知財セミナーを開催
【実績】平成25年度：36回開催、約1,300名
【主催】特許庁、各経済産業局、沖縄総合事務局

（5）外国出願支援補助金

【内容】外国出願費用の半額を補助。
＜補助上限額＞
・1企業の上限額：300万円
（複数案件の場合）
・案件ごとの上限額
特許：150万円、
実用・意匠・商標：60万円
冒認対策商標出願：30万円
【実施体制】
ジェトロ、都道府県等中小企業支援センター
【利用状況】
①（地域数）23年度：26 24年度：36 25年度：40
②（件数）23年度：102 24年度：191 25年度：381

（8）海外侵害対策支援補助金

【内容】中小企業者が海外で取得した権利を
侵害する模倣品への対策費用を助成
【助成対象経費】
・模倣品調査（流通経路特定、製造元調査等）
・模倣品業者に対する警告
・行政摘発手続 等
【助成率】3分の2補助
【補助上限額】1企業の上限額：400万円
【利用状況】
23年度：11 24年度：12 25年度：11

（6）国際出願促進交付金

【内容】中小ベンチャー・小規模企業を対象
に国際出願費用を3分の1に軽減
【実績】17件（平成26年4月17日現在）
【その他】平成26年4月から開始

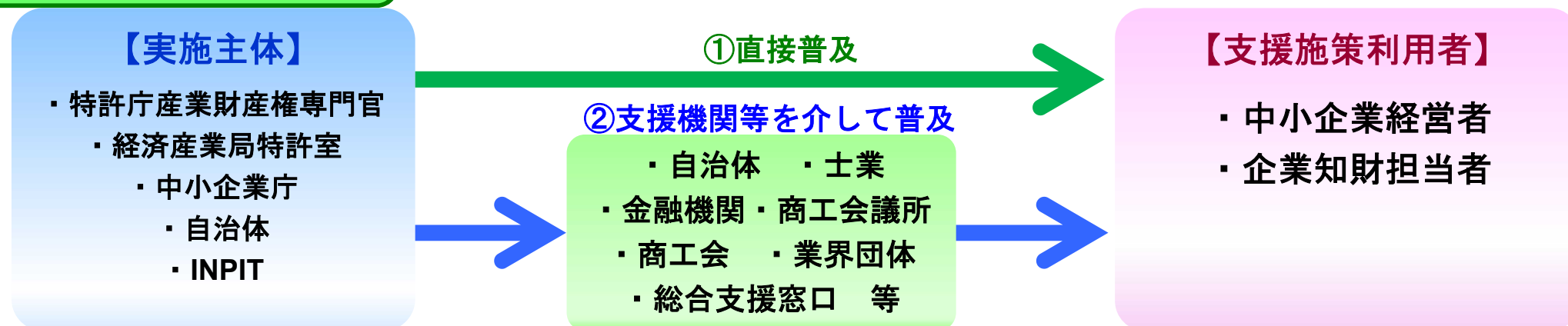
（7）外国産業財産権侵害対策等支援事業

【内容】中小・ベンチャー企業等を対象に、外国における産業財産権制度及び模倣品などの
権利侵害に対する相談対応を実施
【実施】発明推進協会アジア太平洋工業所有権センター（APIC）＜平成25年度特許庁実施事業受託＞

様々な支援策を活用し、中小企業等を支援

- 「中小企業支援策の普及活動」については、実施主体の国等が、①直接中小企業経営者等に対して「個別訪問」による支援策の普及・啓発を実施。しかし、直接の普及活動に関しては限界あり。支援機関等への「セミナーや説明会」等を実施し、**間接的に中小企業の支援策の活用を促す活動を一層強化することが必要。**
- 「中小企業の知財マインドの醸成」については、事業視点の知財啓発に向け、①知財活動を実施する中小企業経営者等、②中小企業支援者に対し、制度の概要や支援策について普及活動を実施。**知財以外の分野で中小企業と接点の多い支援者・支援機関との協力強化が重要。**

1. 支援施策の普及



2. 知財マインドの醸成

